



第3期

広野町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

広野町

はじめに

我が国においては、少子化が進行する中、核家族化や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加など、こども・子育てをめぐる環境は大きく変化しています。



令和5年4月、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現するため、「こども家庭庁」が創設されました。近年はこどもの不登校や虐待、ヤングケアラー、さらにはこどもの貧困など複雑化する問題に対し、社会全体として包括的にこどもを支える取り組みが求められております。

本町においても、平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」に合わせ、平成27年3月に「第1期広野町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月には「第2期広野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、庁内のこどもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めて参りましたが、このたび計画期間が終了することから、これまでの取り組みを評価し、さらに発展・推進させるため、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」に基づき「第3期広野町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「子育てと親育ちをみんなで支え 喜びと安らぎと未来への夢があふれるまちづくり」を基本理念に掲げ、来年度から設置する「こども家庭センター」を中心に、引き続き、家庭や地域、教育・保育関係機関などと連携し、社会全体で子どもと子育てに関する施策をより一層推進して参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました広野町子ども・子育て支援会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和7年3月

広野町長 遠藤 智

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の法的根拠.....	2
3 関連計画との関係.....	2
4 計画の期間.....	3
5 計画の対象.....	3
6 SDGsの視点.....	4
7 計画策定の体制.....	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	7
1 人口や世帯などの状況.....	7
2 婚姻などの状況.....	13
3 就業の状況.....	15
4 人口推計.....	17
5 教育・保育の状況.....	19
6 アンケート調査結果の概要.....	22
7 アンケートや町の現状から見える課題.....	37
8 第2期計画の評価.....	40
第3章 計画の基本理念.....	41
1 基本理念.....	41
2 基本目標.....	42
3 計画の体系.....	43
4 第3期計画の成果目標.....	44
第4章 施策の展開.....	45
1 幼児期の教育・保育の確保.....	45
2 地域子ども・子育て支援事業の展開.....	51
3 子育て・子育て支援の推進.....	63

第5章 計画の推進.....	81
1 計画の推進体制	81
2 教育・保育の提供にあたって	82
3 計画の進行管理.....	84
資料編.....	85
1 広野町子ども・子育て支援会議設置要綱	85
2 広野町子ども・子育て支援会議委員名簿.....	87

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国においては、少子化が進行する中、核家族化に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化などにより、子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続には依然として課題があります。

このような状況の中で、平成24年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付などを盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」が制定され、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充などを推進していくため、市町村ごとに5年を1期とする幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画を策定することとされました。

さらに、令和5年4月に、すべての子どもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されるとともに、これまで内閣府や厚生労働省といった複数の省庁が担っていた子ども・子育て支援を一元化するために「こども家庭庁」が発足するなど、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくことが目指されています。

本町においても、子ども・子育て支援新制度に合わせ、平成27年3月に「広野町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月には「第2期広野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子育てと親育ちをみんなで支え 喜びと安らぎと未来への夢があふれるまちづくり」を基本理念に掲げ、町内全ての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備と各子育ての状況に応じた支援に努めてきました。

第2期計画は、令和7年3月で計画期間が終了することから、子育てに関わる町民の実態と意向、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や県の動きを反映し、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに発展・推進させるため「第3期広野町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

2 計画の法的根拠

「第3期広野町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定します。

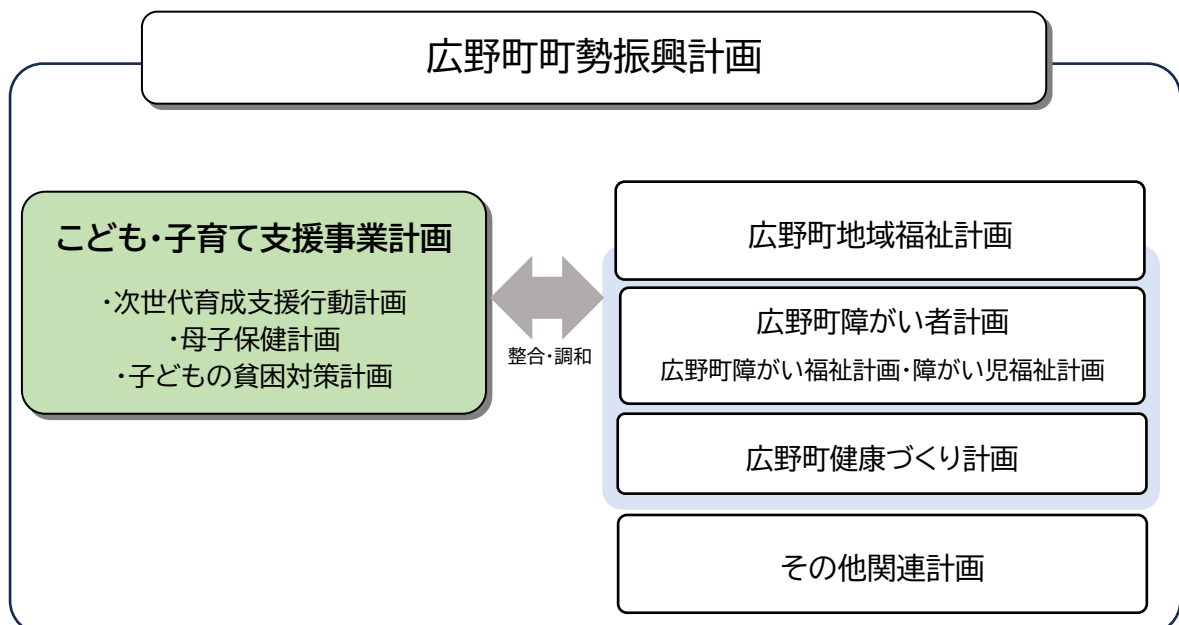
	子ども・子育て支援法
根拠法	第61条 市町村は、基本方針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
計画の特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画

3 関連計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村事業計画です。

なお、本町では「子ども・子育て支援事業計画」に「次世代育成支援行動計画」を包含し、本計画を子ども・子育てに関する総合計画として位置付けるものとし、これまでの少子化対策と子育て支援への施策の方向性を持続・継続していくため、次世代育成支援行動計画の内容を本計画に可能な限り引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。なお、「母子保健計画」、「子どもの貧困対策計画」の内容も踏まえ一体的に策定しています。本計画は、本町まちづくりの最上位計画である「広野町町勢振興計画」、関連する「地域福祉計画」、「障がい者計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「健康づくり計画」などとの調和を図ります。

■計画の位置付け図



4 計画の期間

第3期広野町子ども・子育て支援事業計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行う場合があります。

■計画の位置付

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2期 子ども・子育て支援事業計画					第3期 子ども・子育て支援事業計画				
				見直 策定					見直 策定

5 計画の対象

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。

また、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下、「小学校就学前児童」とは、小学校就学前の子どもを指します。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象年齢に幅を持たせるなど、柔軟に対応します。

6 SDGsの視点

SDGsとは「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、町の町勢振興計画においても、施策の企画・立案・実行の各過程において、SDGsの理念に配慮し、17の目標のうち計画の施策展開に深く関わる目標との関連性を示しています。

本計画においてもSDGsの視点を意識して、子供に関する取り組みを推進していきます。

■持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標



資料：国際連合広報センター

■本計画に関連する目標



7 計画策定の体制

本計画は、子どもや子育てを取り巻く状況を踏まえた上で、多様な視点を反映するため、次のとおり策定を進めました。

(1) 子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、市町村においては、子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本町においては、「広野町子ども・子育て支援会議」を設置し、計画内容の検討・審議を行い、会議における意見については、計画へ反映しました。

(2) アンケート調査の実施

広野町の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前児童及び小学生の保護者を対象に実施し、計画の策定と今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

■調査の実施概要

調査対象者	① 小学校就学前児童を持つ保護者 116人 ② 小学生（1～3年生まで）を持つ保護者 80人
調査期間	令和6年3月～4月
配布、回収方法	① こども園を通じた配布・回収（※一部、郵送による配布・回収） ② 小学校を通じた配布回収

■配布・回収結果

調査対象者	配布数	回収数	有効回答率
小学校就学前児童を持つ保護者	116 件	59 件	50.8%
小学生を持つ保護者	80 件	44 件	55.0%

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

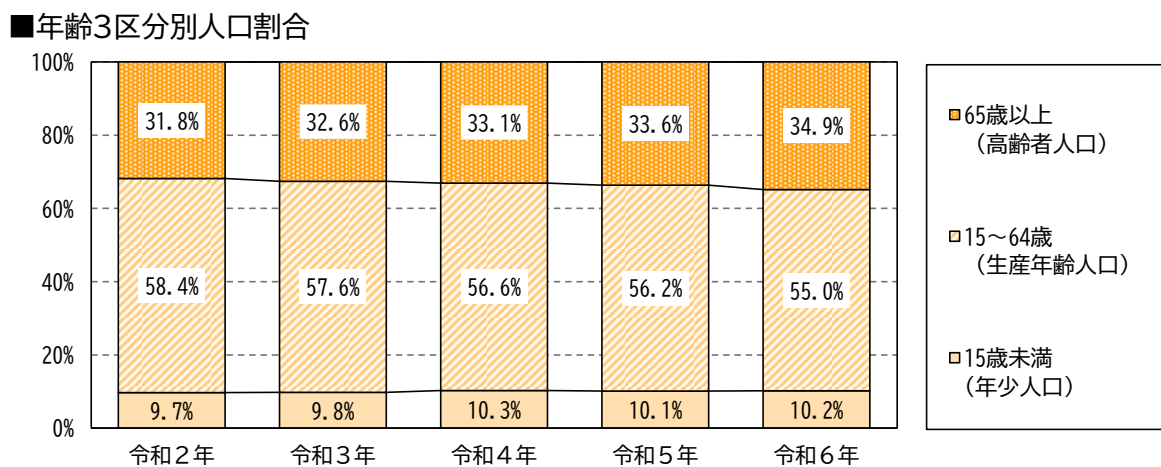
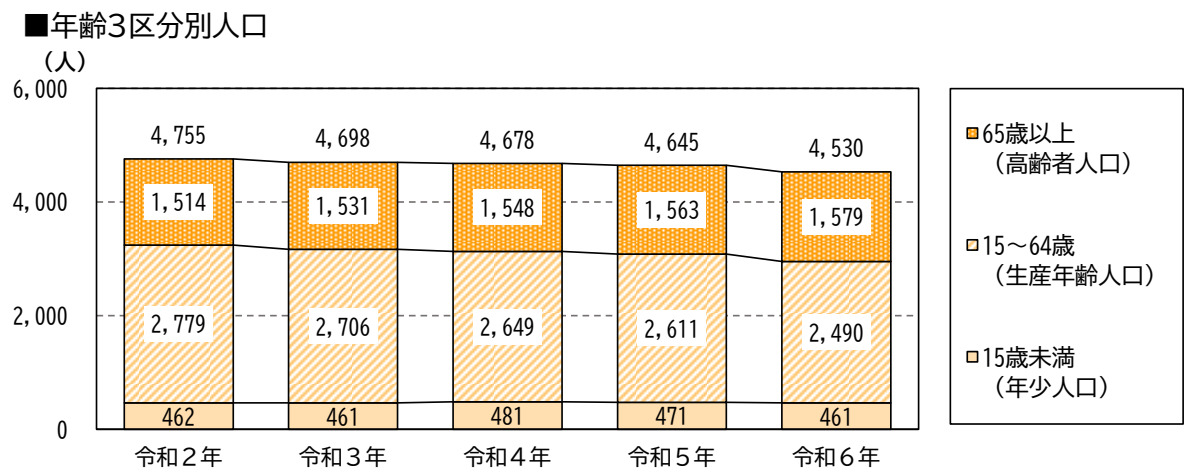
1 人口や世帯などの状況

(1) 人口の状況

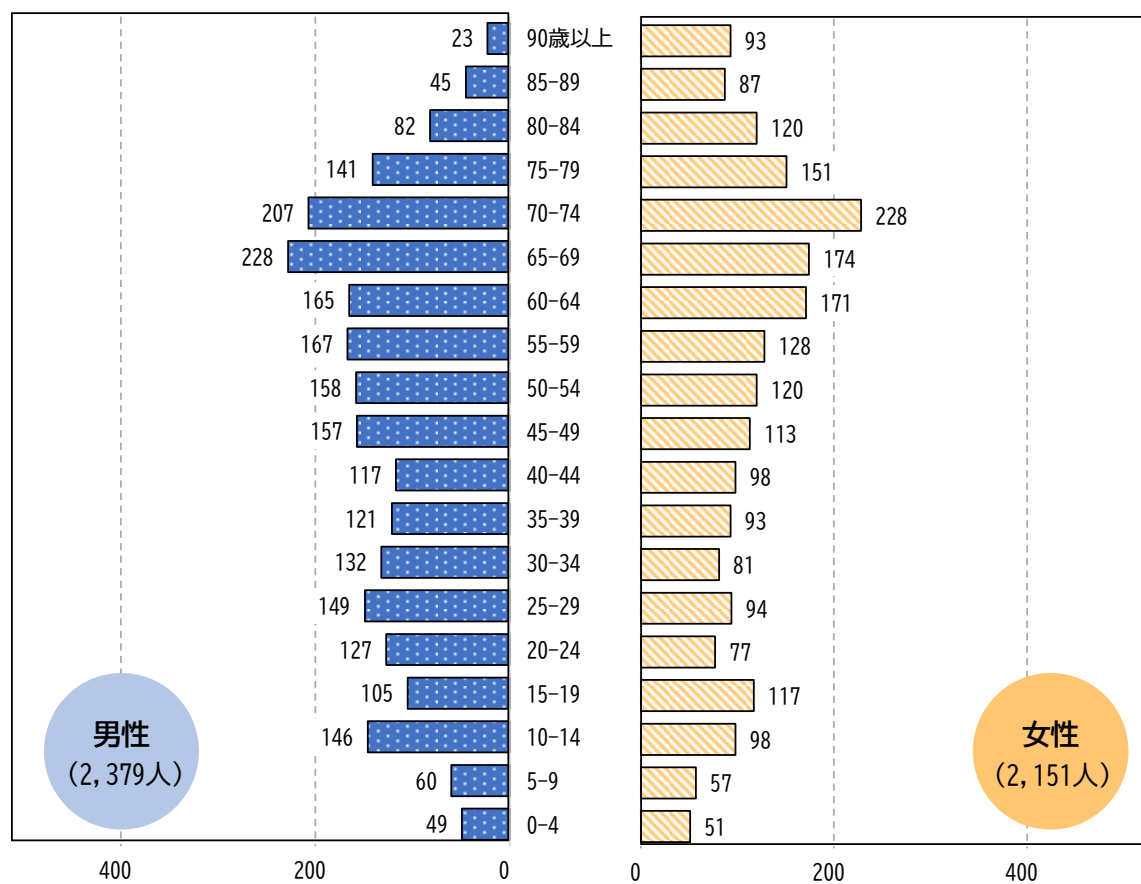
本町の人口は減少傾向で推移し、令和6年3月31日現在では、4,530人となっています。

年齢3区分人口では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向、65歳以上の高齢者人口は増加傾向となっています。また、年齢3区分人口構成では、15歳未満の年少人口割合は横ばい傾向、15～64歳の生産年齢人口割合は減少傾向、65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移しています。

さらに、令和6年3月31日現在の人口ピラミッドをみると、男女ともに65～74歳の人口が多く、今後数年間で後期高齢者の増加が見込まれます。



■人口ピラミッド

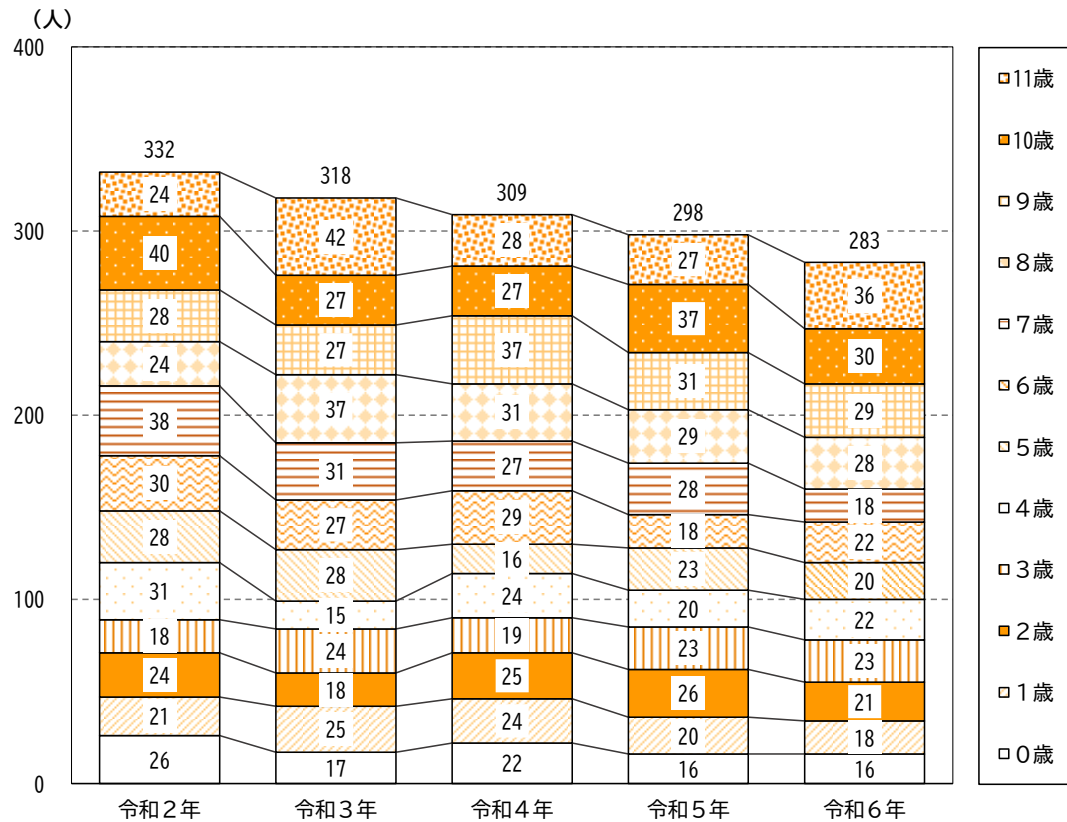


資料:住民基本台帳(令和6年4月1日現在)

(2) 児童数の状況

0歳から11歳までの児童人口の推移をみると、減少傾向で推移し令和2年では332人であった児童数が、令和6年には283人となり、49人の減少となっています。

■児童人口



資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

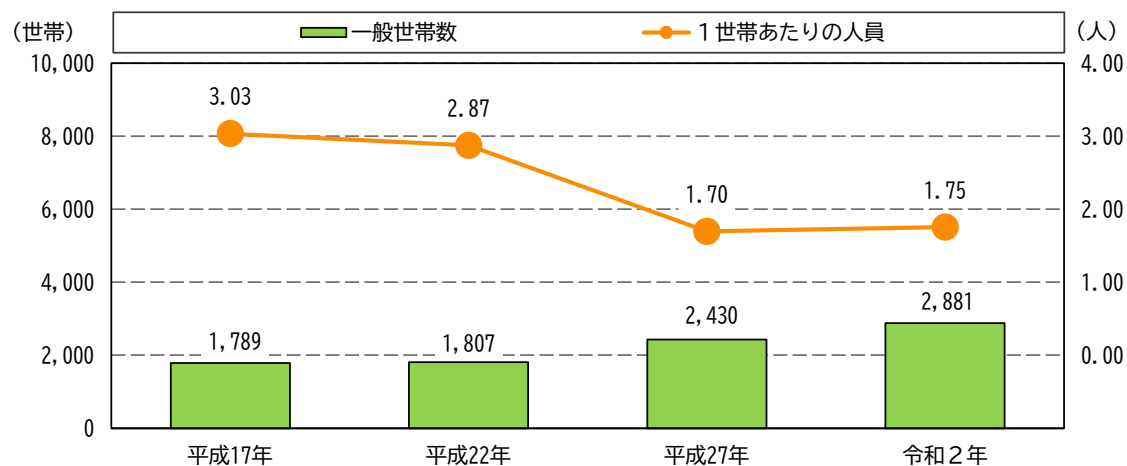
(3) 世帯の状況

世帯の状況は、増加傾向で推移し、令和2年の世帯数は2,881世帯となっています。

また、核家族化の進行や単身世帯の増加から1世帯あたりの人員数は減少傾向で推移し、平成17年から令和2年の間で1.28人減少しています。

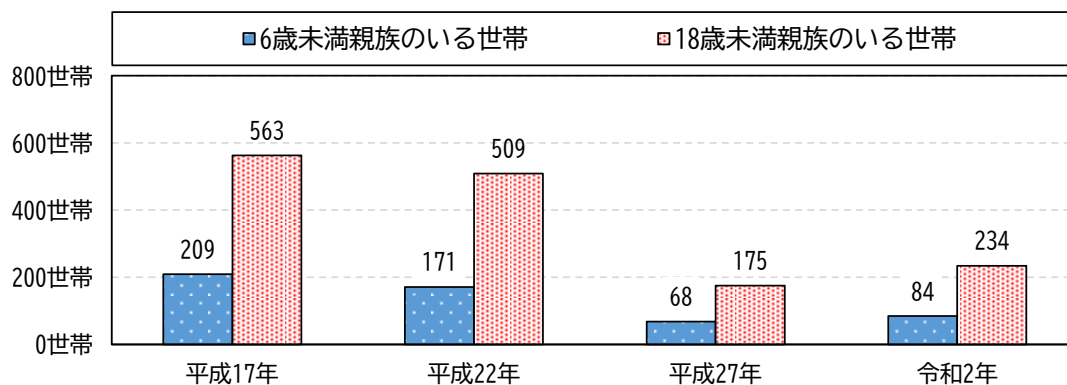
児童のいる世帯でみると、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯ともに減少傾向で推移していましたが、平成27年から令和2年にかけて増加しています。

■世帯



資料:国勢調査

■児童のいる世帯



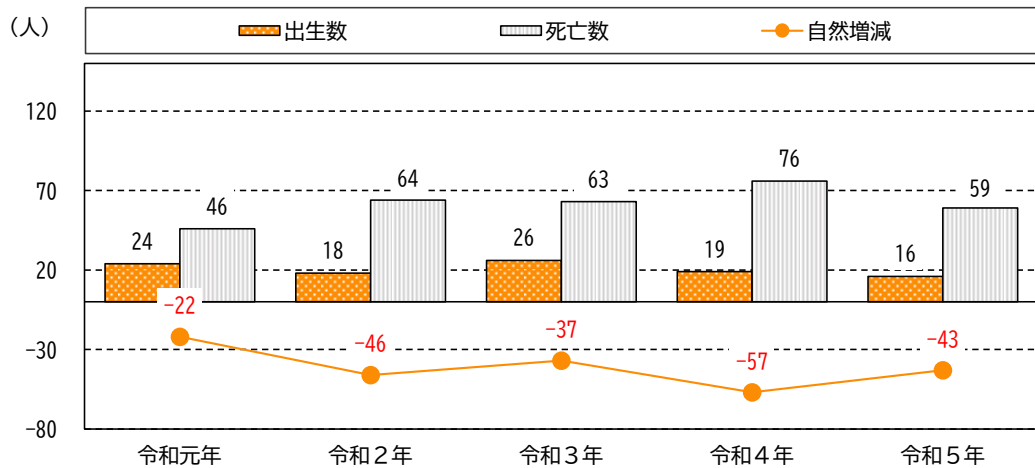
資料:国勢調査

(4) 自然動態・社会動態

出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回っており、令和5年の自然増減は、マイナス43人となっています。

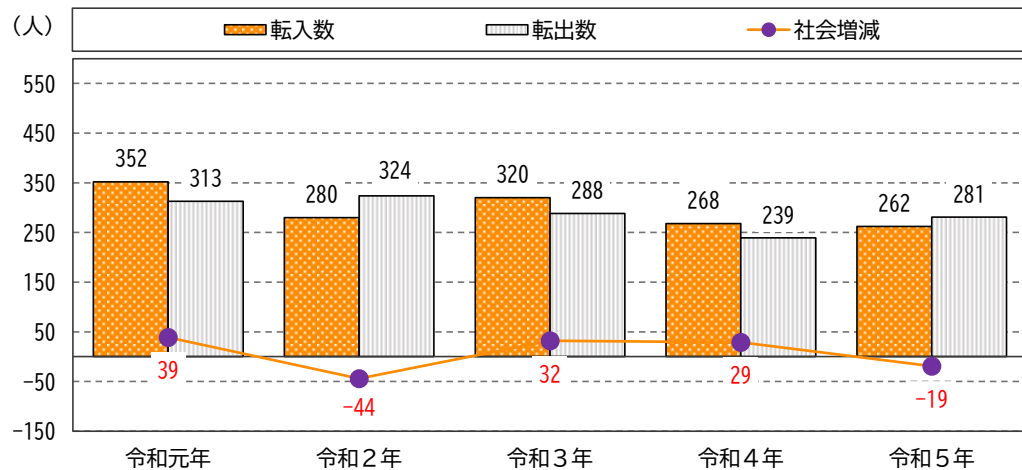
転入数と転出数の推移をみると、令和3年、4年と転入数が転出数を上回っていましたが、令和5年では転出数が転入数を上回りマイナス19人となっています。

■自然動態



資料:福島県現住人口調査年報

■社会動態

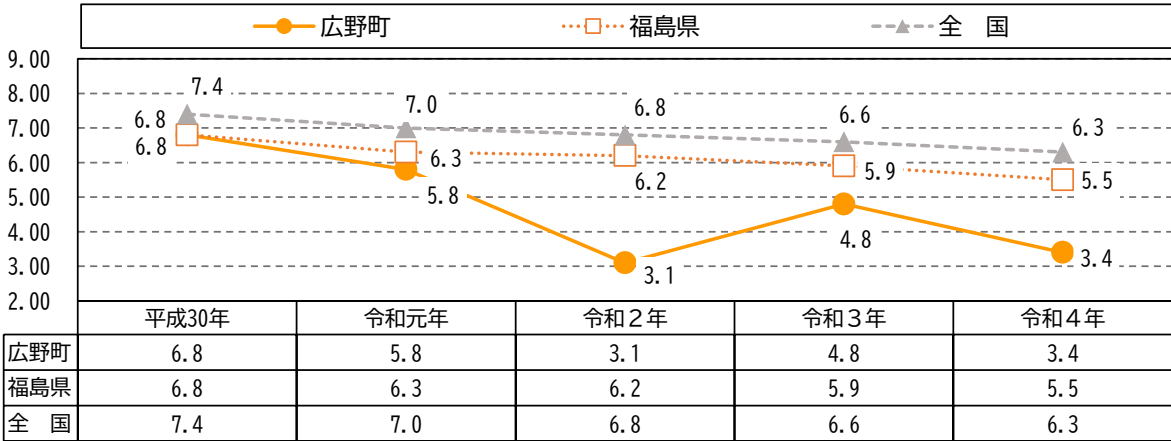


資料:福島県現住人口調査年報

(5) 出生率の推移

出生率は、令和元年以降から全国、福島県と比較し低い値で推移しています。

■ 出生率



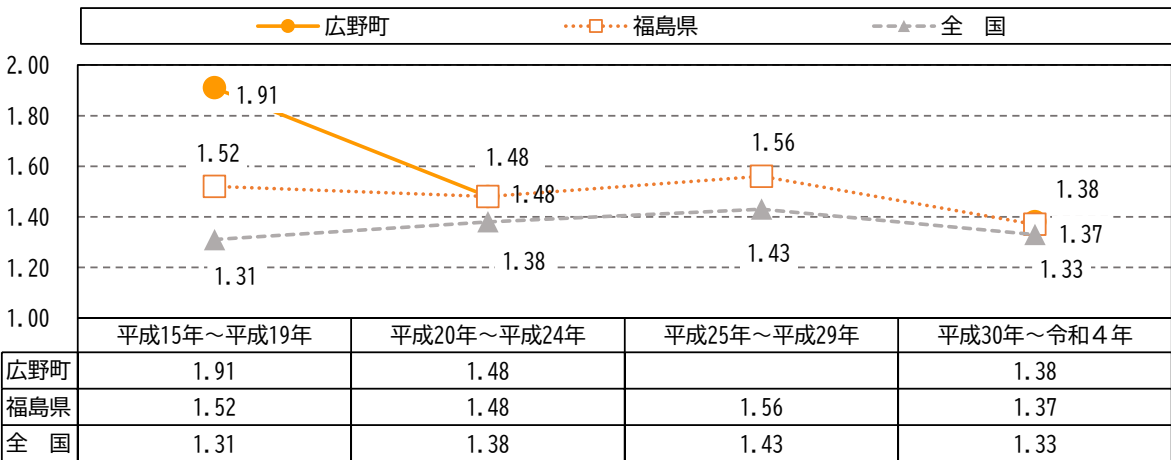
資料：福島県人口動態統計 国は人口動態統計(確定数)人口千人対

※出生率：年間出生数の人口に対する割合で、1,000人に対する出生数

(6) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国、福島県と比較し、平成20年～平成24年（福島県と同数）を除き、常に高い値で推移しています。（東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示区域に指定された市町村などの被災地域においては、平成25年～平成29年のデータの公表無し）

■ 合計特殊出生率



資料：人口動態統計 特殊報告

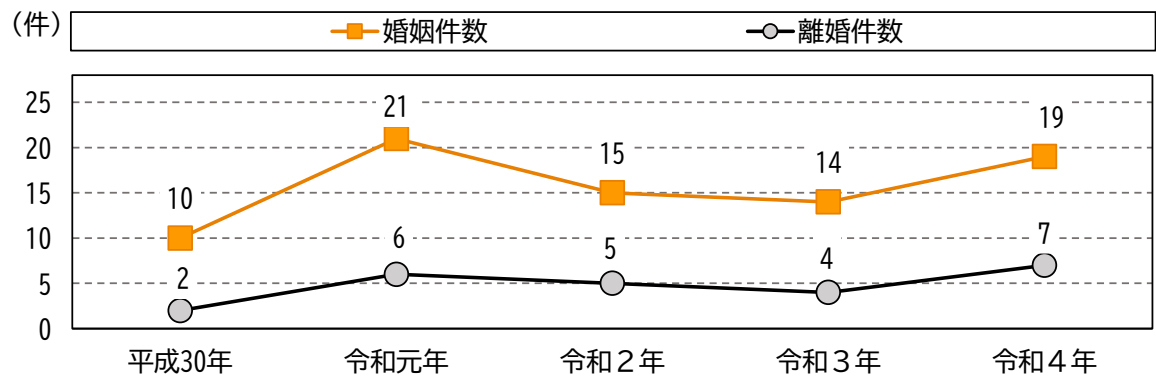
※合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に生むとされる子どもの数を表す数値

2 婚姻などの状況

(1) 婚姻・離婚の状況

婚姻、離婚件数ともに令和元年以降減少傾向でしたが、令和4年では増加に転じ婚姻件数が19件、離婚件数が7件となっています。

■婚姻数・離婚数の推移



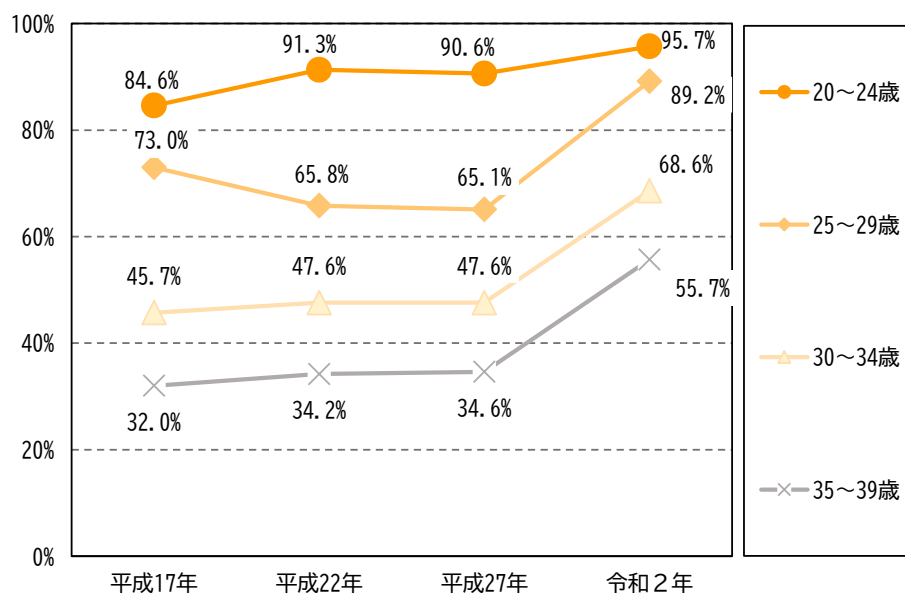
資料:福島県人口動態統計

(2) 未婚率の推移

男性の未婚率は、増加傾向で推移しています。特に平成27年から令和2年にかけて、未婚率の上昇が大きくなっています。

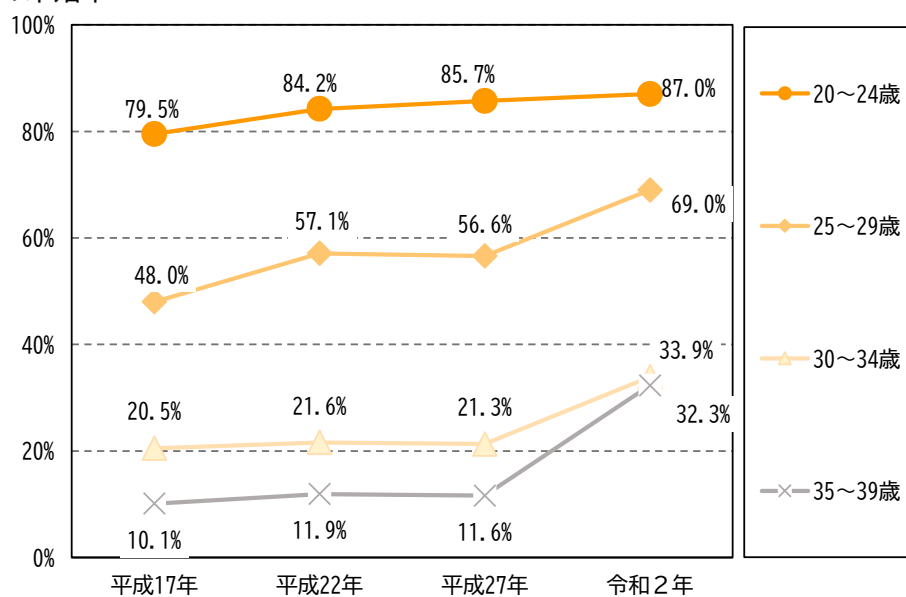
また、女性の未婚率も増加傾向で推移し、特に35～39歳の未婚率の上昇が大きくなっています。

■男性の未婚率



資料:国勢調査

■女性の未婚率



資料:国勢調査

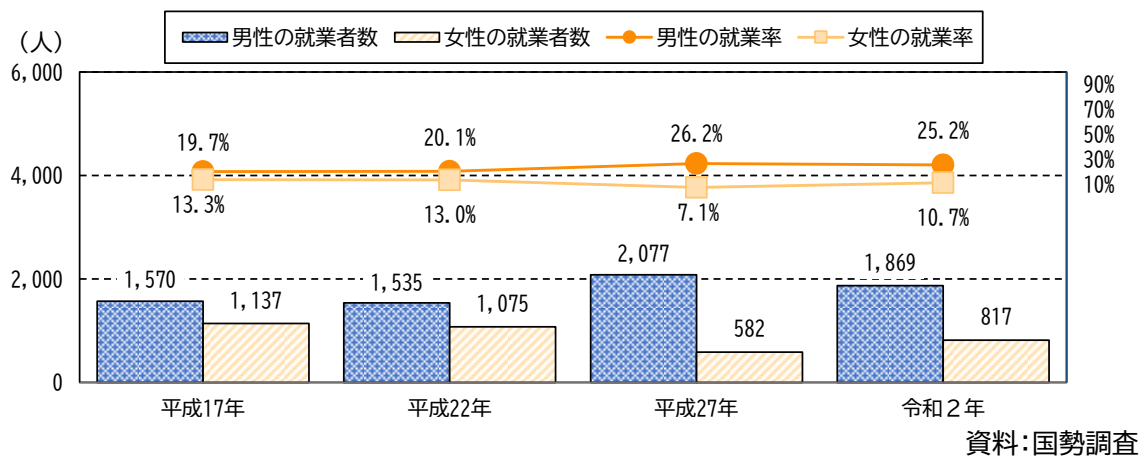
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率の推移

男女別にみた就業状況は、男性の就業率は増加傾向で推移していましたが、令和2年では、減少しています。女性の就業率は減少傾向で推移していましたが、令和2年では増加しています。

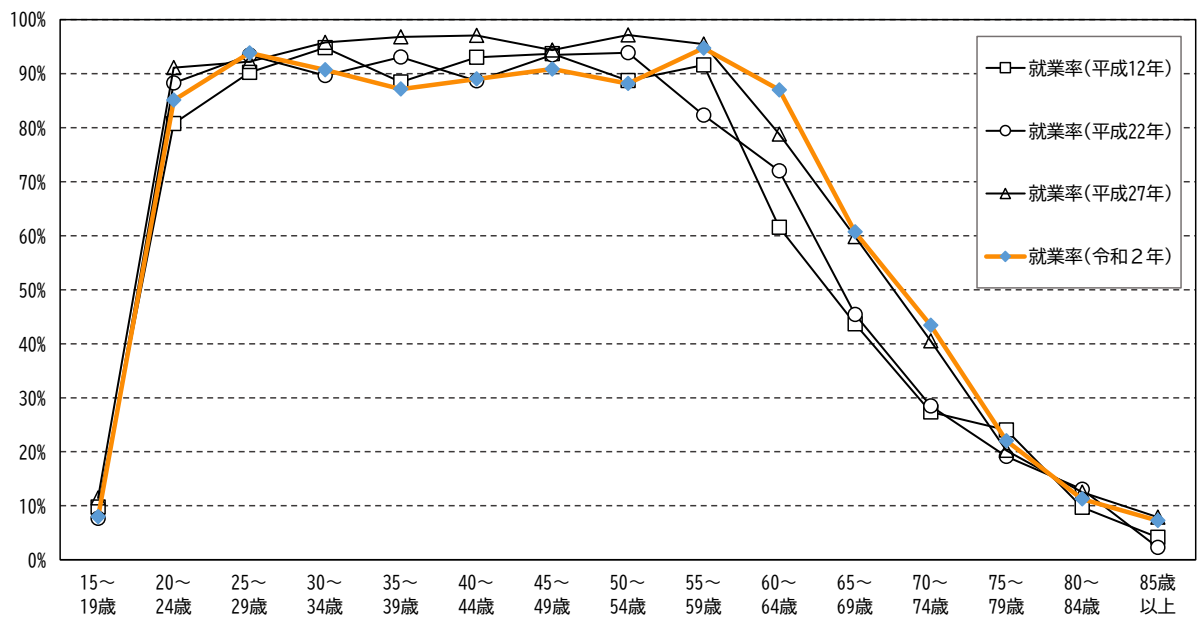
男女年齢別の就業率をみると、女性の労働力率は、結婚や出産を機に一旦仕事を辞めることによって低下することが知られていますが、近年、落ち込みが浅くなってきており、特に令和2年では30～34歳の就業率が大きく増加しています。

■男女別就業状況

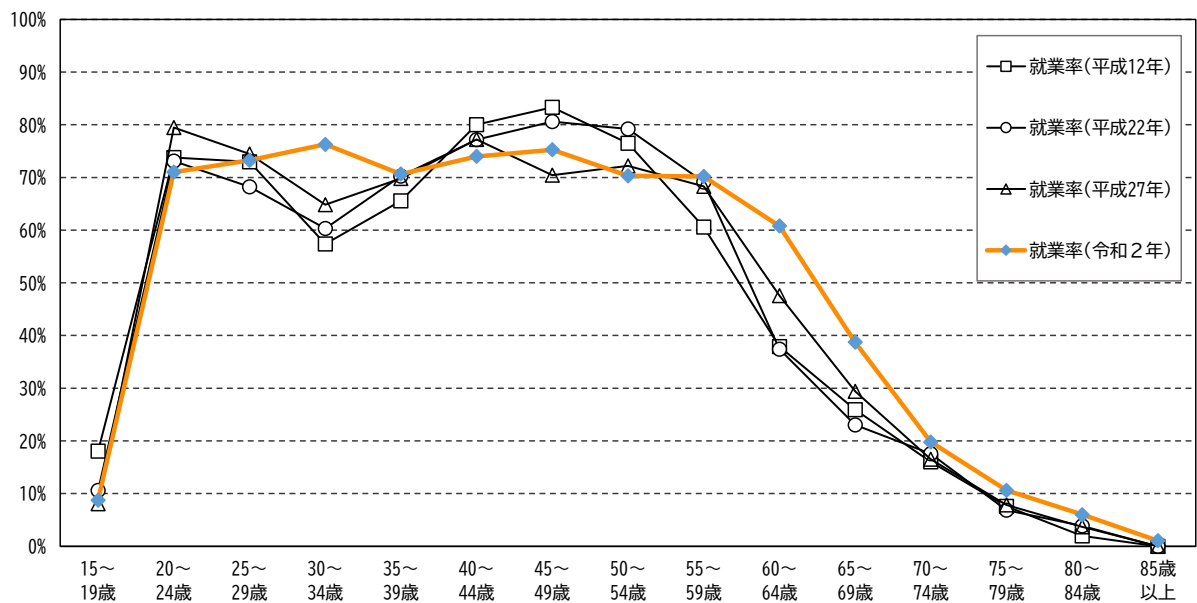


■年齢別就業率

【 男性 】



【 女性 】



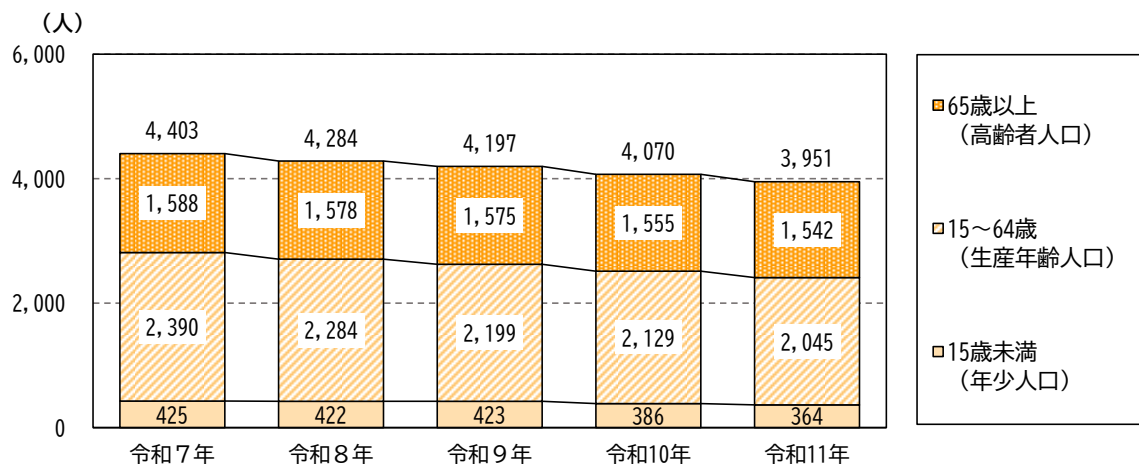
4 人口推計

(1) 人口推計

令和2年から令和6年の住民基本台帳を基に、将来人口を推計したところ、令和7年以降も減少傾向で推移し、令和11年の総人口は3,951人と推計されます。

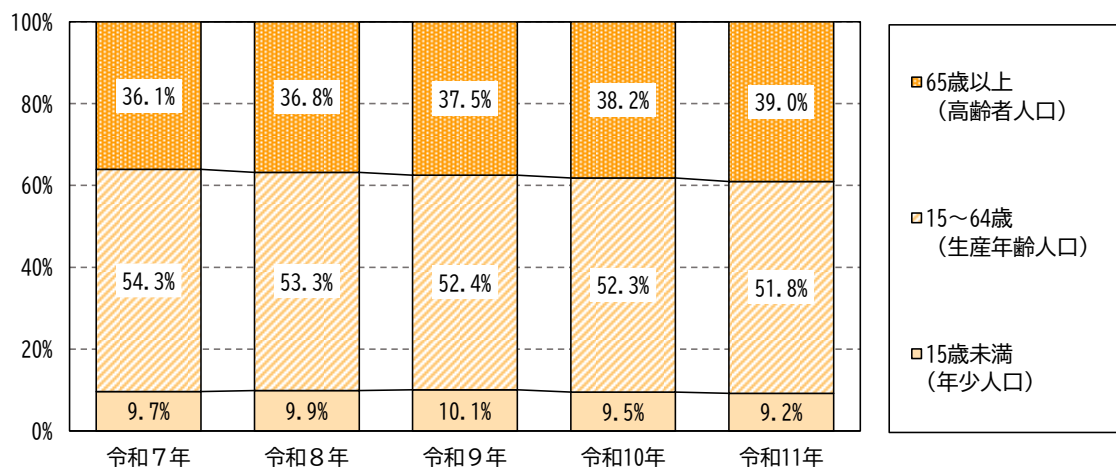
また、年齢3区分別人口割合は、年少人口割合、生産年齢人口割合は減少。高齢者人口割合は増加傾向で推移すると推計されます。

■年齢3区分別人口推計



資料:住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

■年齢3区分別人口割合推計



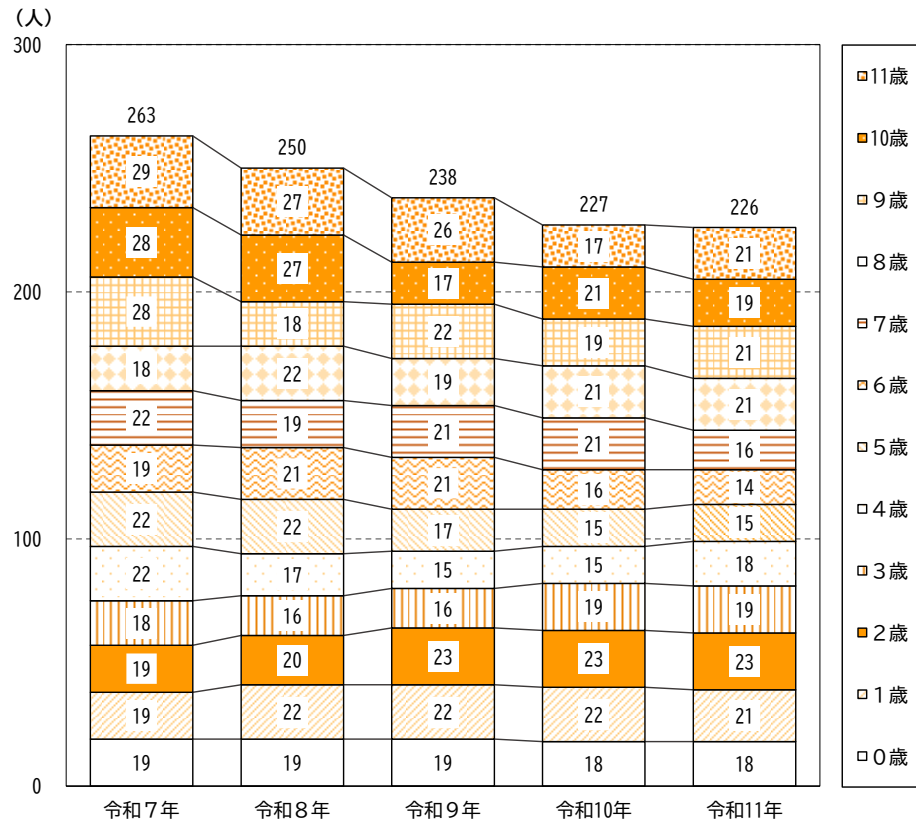
資料:住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

※コーホート変化率法：各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去の実績人口の動向から「変化率」を求め、将来の人口を推計する方法です。

(2) 児童人口の推計

令和2年から令和6年の住民基本台帳を基に、0～11歳の児童人口を推計したところ、令和7年以降も減少傾向で推移し、令和11年の児童人口は226人と推計されます。

■児童人口の推計



資料:住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

5 教育・保育の状況

(1) 教育・保育施設の状況

町内の教育・保育施設は、令和6年4月1日現在、認定こども園が1施設となっています。令和6年4月1日現在の認定こども園の定員数は136人、利用児童数は94人となっています。

■広野町の教育・保育施設の状況

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認定 こども園	園数(園)	1	1	1	1	1
	定員(人)	136	136	136	136	136
	在籍児童数(人)	88	89	88	92	94

資料:こども家庭課

(2) 児童数の状況

令和6年4月1日現在、認定こども園の年齢別在籍児童数は以下の通りとなっています。

■認定こども園の在籍児童数

区分		定員	在籍児童数					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
広野こども園		136	6	11	17	20	23	17
	うち1号認定(人)	30				6	6	3
	うち2・3号認定(人)	106	6	11	17	14	17	14

資料:こども家庭課

■1～3号認定区分

区分	対象となる子ども	利用可能施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前の児童 (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を希望する就学前児童 (保育を必要とする子ども)	幼稚園 保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を希望する就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育所、認定こども園、 地域型保育

(3) 小学校の状況

町内には、小学校が1校設置されています。

児童数は、令和6年4月1日時点で、142人となっています。

■小学校の児童数

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生(人)	25	25	24	17	18
2年生(人)	33	26	23	24	17
3年生(人)	19	33	26	25	24
4年生(人)	23	21	33	25	25
5年生(人)	38	24	23	32	24
6年生(人)	16	38	24	23	34
児童数合計(人)	154	167	153	146	142

資料:学校教育課

(4) 放課後児童クラブの状況

町内の児童クラブの登録者は令和6年4月1日現在64人となっています。

■広野町の放課後児童クラブの登録者数

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
クラブ数(カ所)	2	2	2	2	2
定員数(人)	80	80	80	80	80
登録児童数(人)	76	73	68	68	64

資料:こども家庭課

(5) 中学校の状況

町内には、中学校が1校設置されています。

生徒数は、令和6年4月1日時点で、122人、学級は5学級となっています。

■中学校の児童数、学級数

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生(人)	24	33	54	31	40
2年生(人)	27	24	33	54	28
3年生(人)	17	27	23	33	54
生徒数合計(人)	68	84	110	118	122

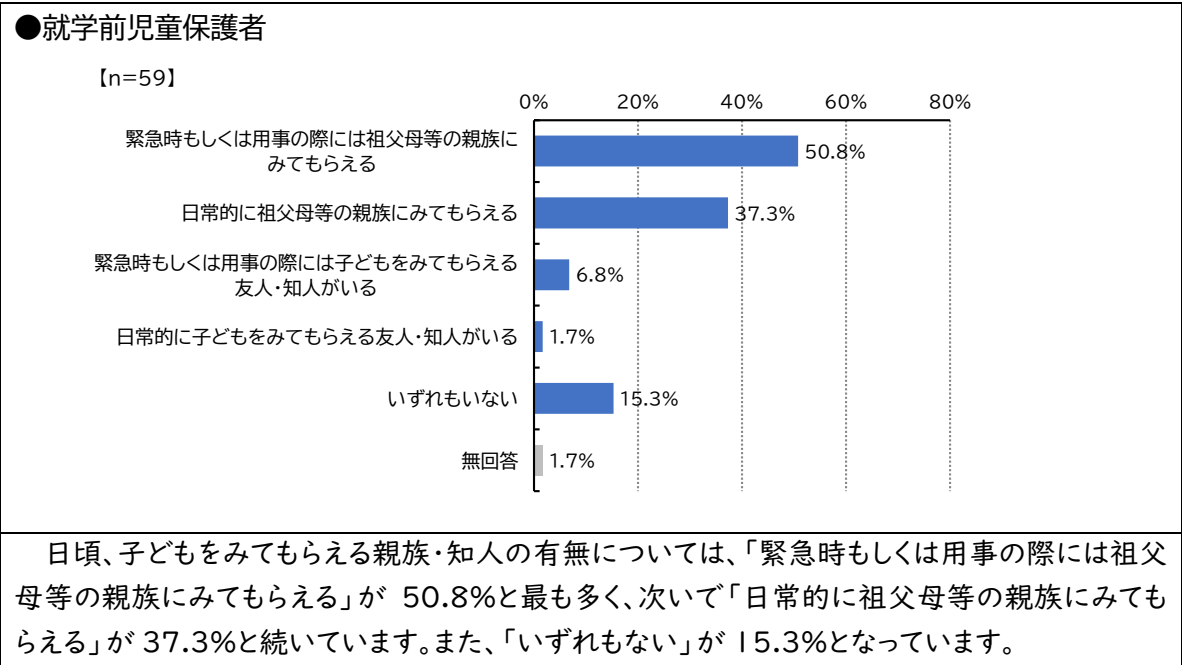
資料:学校教育課

6 アンケート調査結果の概要

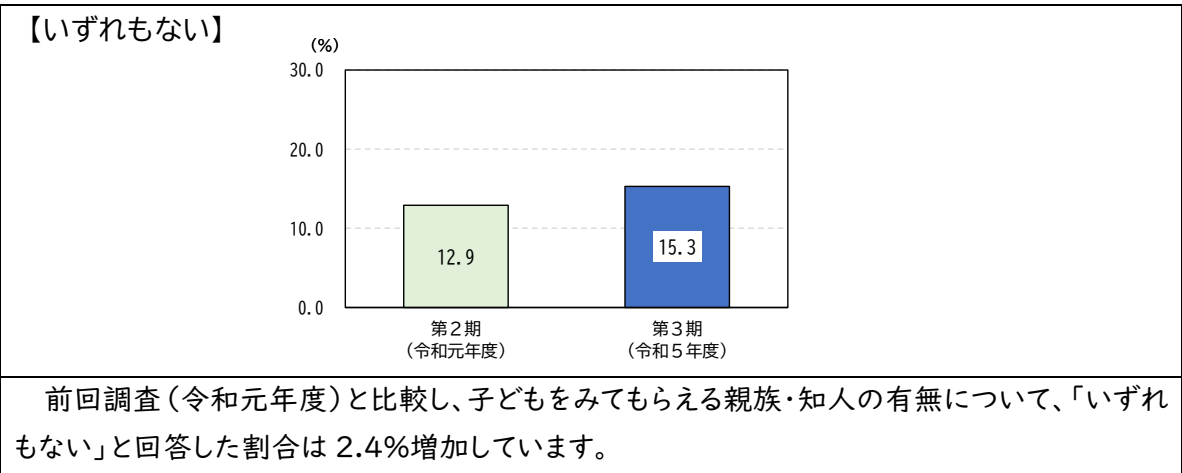
(1) 調査結果（一部抜粋）

令和6年3月～4月に実施したアンケート結果は以下の通りとなります。

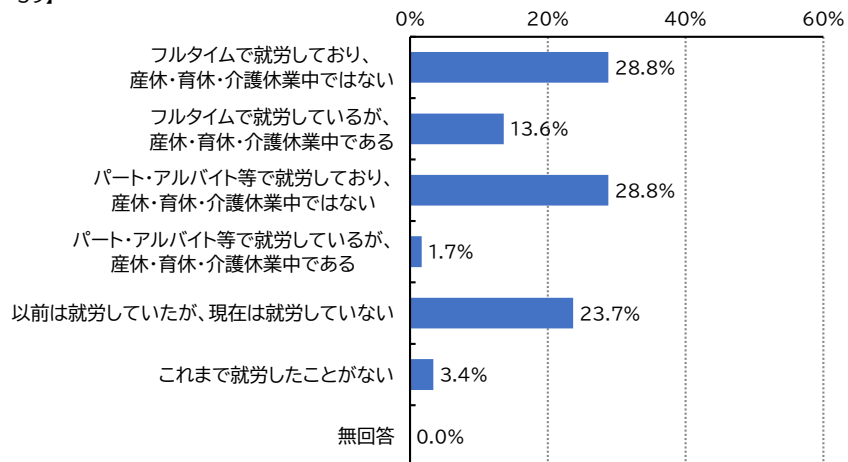
① 子どもをみてもらえる親族・知人の有無



●参考 前回調査との比較



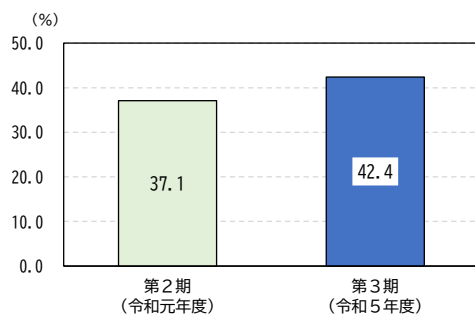
② 母親の就労状況

●就学前児童保護者
【n=59】

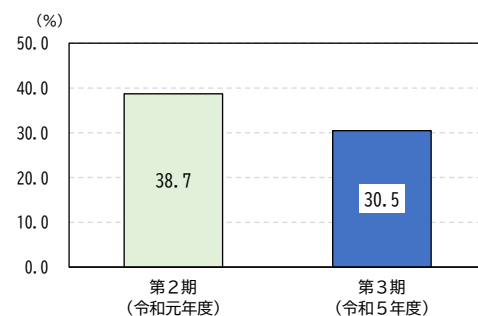
就学前児童保護者の就労状況は、フルタイム就労が 42.4%、パート・アルバイト就労が 30.5%と 70%以上が就労しています。また、27.1%は就労していないと回答しています。

●参考 前回調査との比較

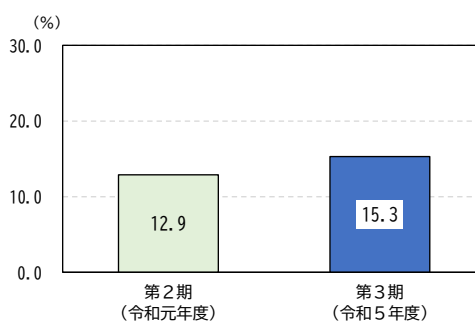
【フルタイム就労】



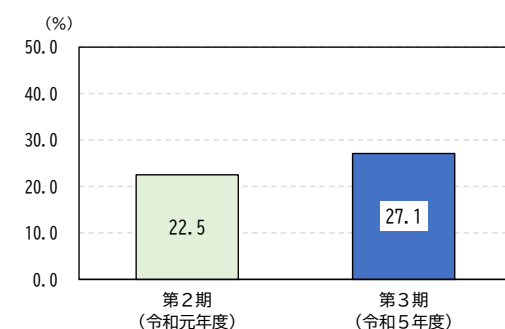
【パート・アルバイト就労】



【産休・育休中など】



【就労していない】

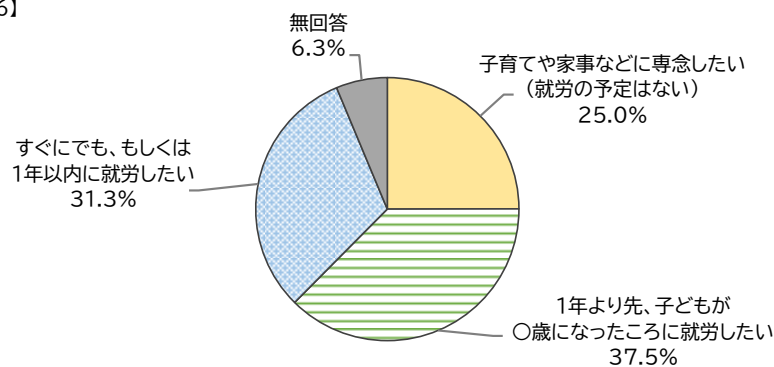


前回調査(令和元年度)と比較し、フルタイム就労、産休・育休中、就労していない人の割合は増加しています。

③ 就労意向

●就学前児童保護者

【n=16】

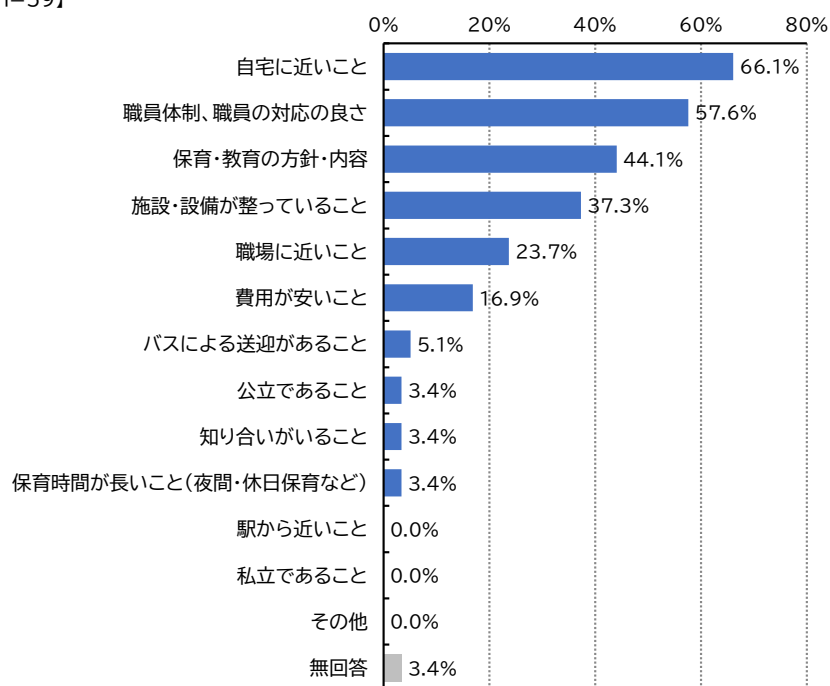


現在就労していない母親に就職の希望を尋ねると、68.8%が将来的な就労を希望しています。

④ 教育・保育施設を選ぶ上で重視すること

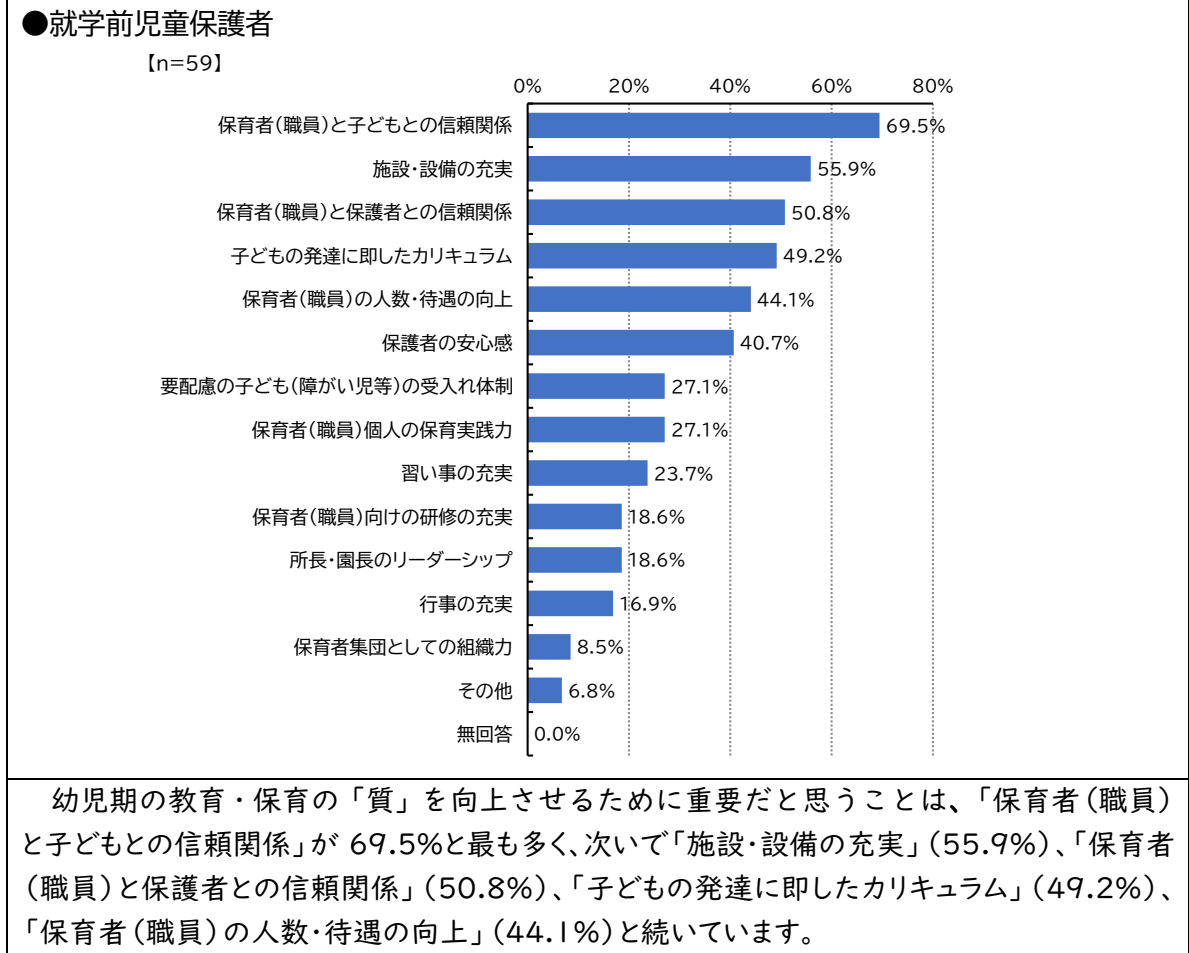
●就学前児童保護者

【n=59】

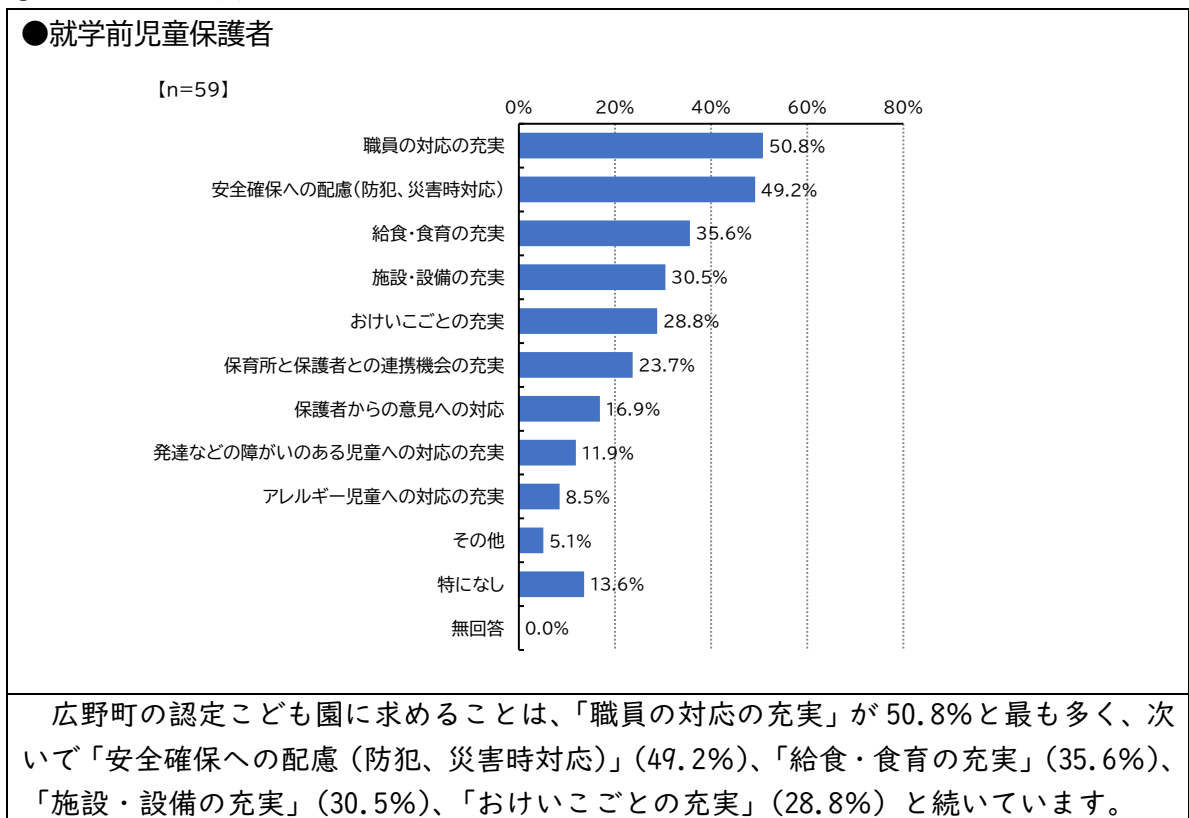


教育・保育施設を選ぶ際に重視することは、「自宅に近いこと」が 66.1%と最も多く、次いで「職員体制、職員の対応の良さ」(57.6%)、「保育・教育の方針・内容」(44.1%)、「施設・設備が整っていること」(37.3%)、「職場に近いこと」(23.7%)と続いています。

⑤ 幼児期の教育・保育の「質」を向上させるために重要だと思うこと



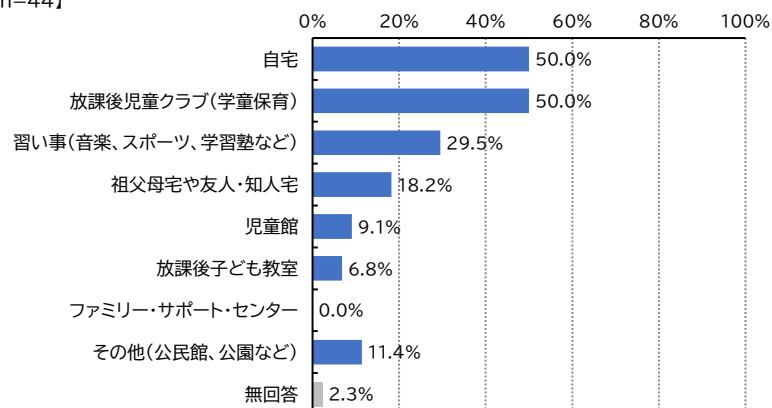
⑥ 認定こども園に求めること



⑦ 放課後の過ごし方

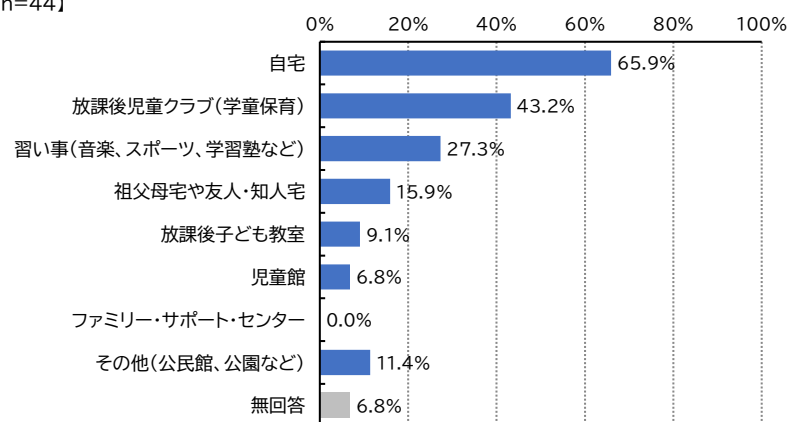
●小学生保護者

【低学年】 [n=44]



【高学年】

[n=44]



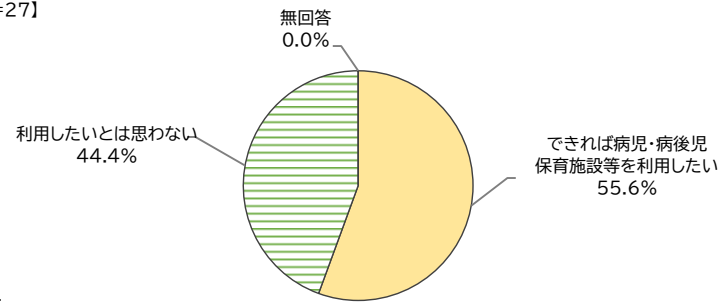
小学生の保護者に、低学年時、高学年時の放課後の時間を過ごさせて居場所を尋ねたところ、低学年では、「自宅」、「放課後児童クラブ（学童保育）」がともに 50.0%で最も多く。高学年では、「自宅」が 65.9%で最も多くなっています。

放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望は、低学年の 50.0%から高学年では 43.2%と 6.8%減少しています。

⑧ 病児・病後児保育施設等の利用希望

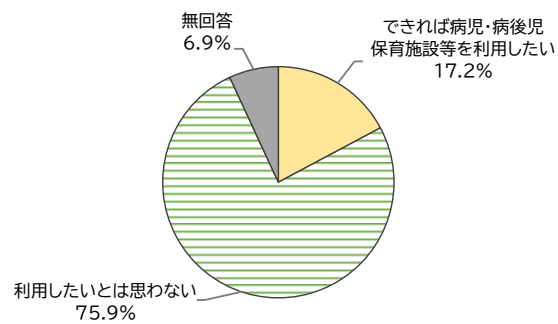
●就学前児童保護者

【n=27】



●小学生保護者

【n=29】

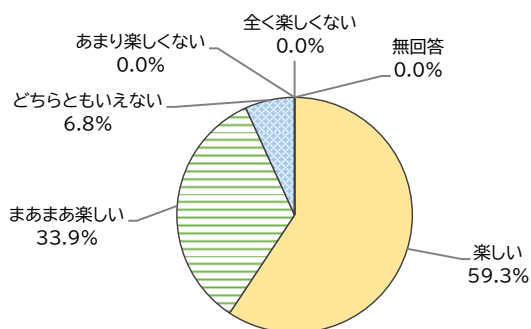


子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった際に病児・病後児保育施設等を利用したいと思ったかを尋ねたところ、就学前児童保護者の 55.6%、小学生保護者の 17.2%が利用したいと回答しています。

⑨ 子育ては楽しいですか

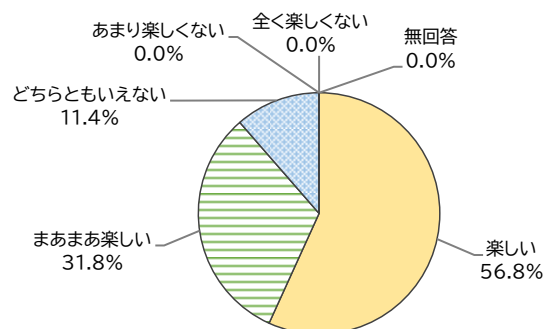
●就学前児童保護者

【n=59】



●小学生保護者

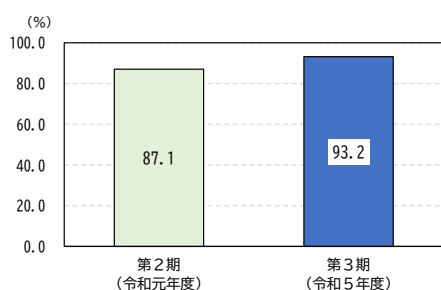
【n=44】



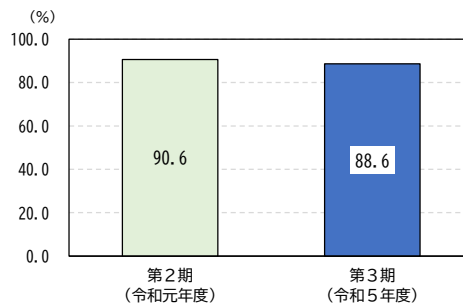
子育てはたのしいかは、就学前児童保護者の 93.2%、小学生保護者の 88.6%が楽しいと回答しています。

●参考 前回調査との比較【楽しいと感じる割合】

●就学前児童保護者



●小学生保護者

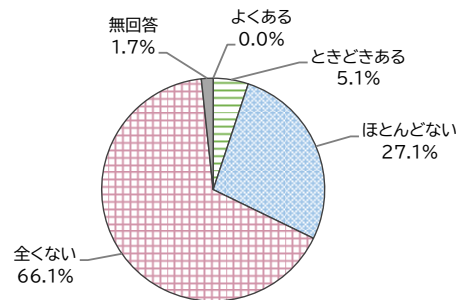


前回調査(令和元年度)と比較し、子育てが楽しいと感じる割合は、就学前児童保護者では増加し、小学生保護者では僅かに減少しています。

⑩ 子どもを虐待していると思ったことがあるか

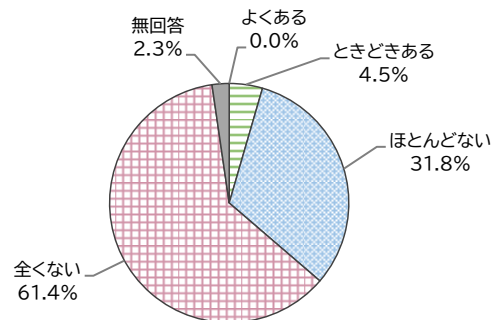
●就学前児童保護者

【n=59】



●小学生保護者

【n=44】

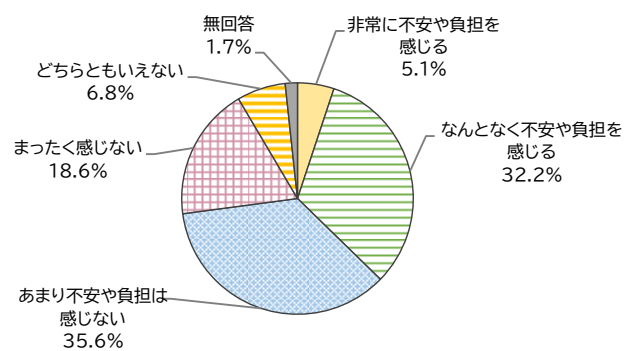


子どもを虐待していると思ったことがあるかは、就学前児童保護者の5.1%、小学生保護者の4.5%が「ときどきある」と回答しています。

⑪ 子育てに関する不安、負担感を感じるか

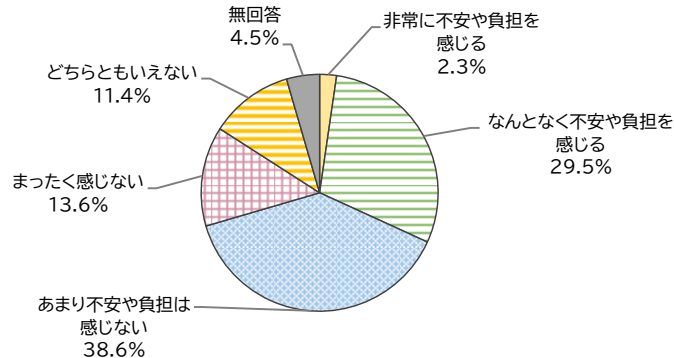
●就学前児童保護者

【n=59】



●小学生保護者

【n=44】

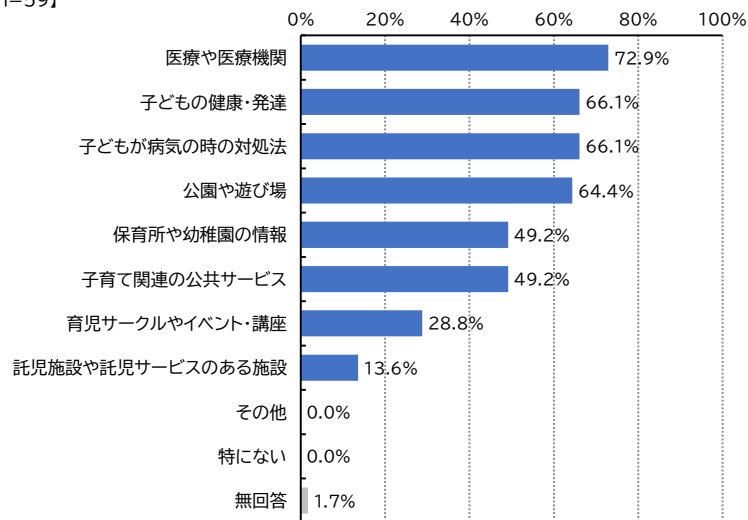


子育てに関する不安や負担感について、「不安や負担を感じる」割合をみると、就学前児童保護者は37.3%、小学生保護者は31.8%となっています。

⑫子育てに関して必要な情報

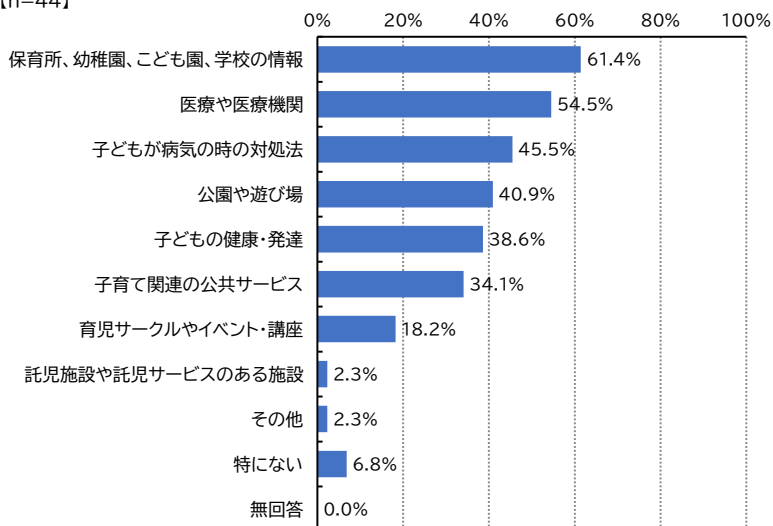
●就学前児童保護者

【n=59】



●小学生保護者

【n=44】



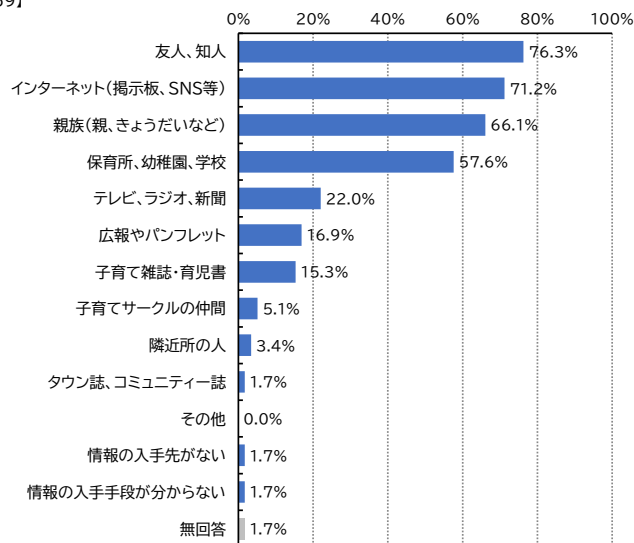
子育てに関して必要な情報は、就学前児童保護者では、「医療や医療機関」が72.9%と最も多く、次いで「子どもの健康・発達」、「子どもが病気の時の対処法」（ともに66.1%）、「公園や遊び場」（64.4%）、「保育所や幼稚園の情報」、「子育て関連の公共サービス」（ともに49.2%）と続いています。

小学生児童保護者では、「保育所、幼稚園、こども園、学校の情報」が61.4%と最も多く、次いで「医療や医療機関」（54.5%）、「子どもが病気の時の対処法」（45.5%）、「公園や遊び場」（40.9%）、「子どもの健康・発達」（38.6%）と続いています。

③子育てに関する情報の入手先

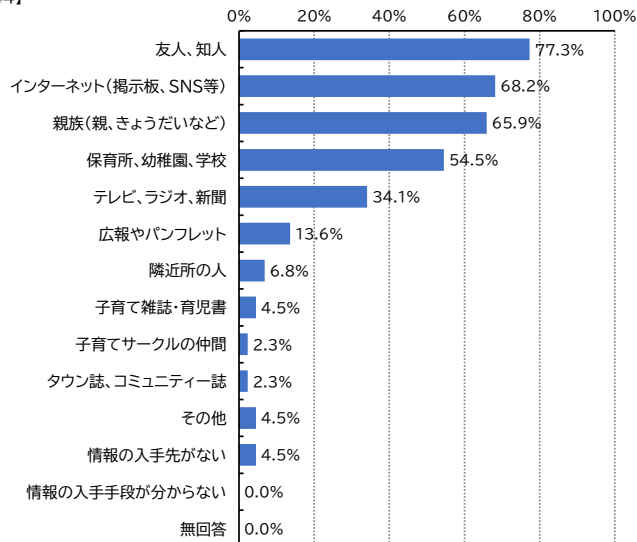
●就学前児童保護者

【n=59】



●小学生保護者

【n=44】

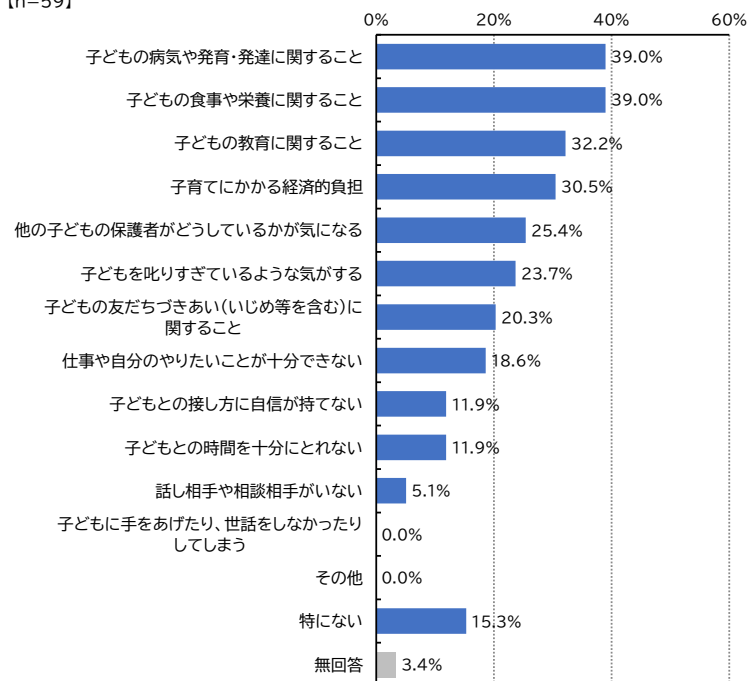


子育てに関する情報の入手先は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「友人、知人」が最も多く、次いで「インターネット（掲示板、SNS等）」、「親族（親、きょうだいなど）」、「保育所、幼稚園、学校」、「テレビ、ラジオ、新聞」と続いています。

⑭子育てについて悩んでいることや気になること

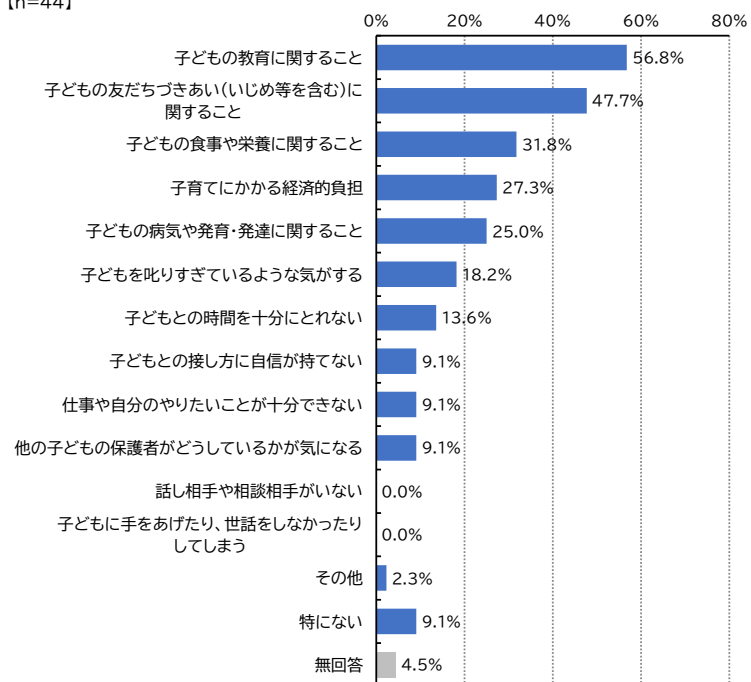
●就学前児童保護者

【n=59】



●小学生保護者

【n=44】

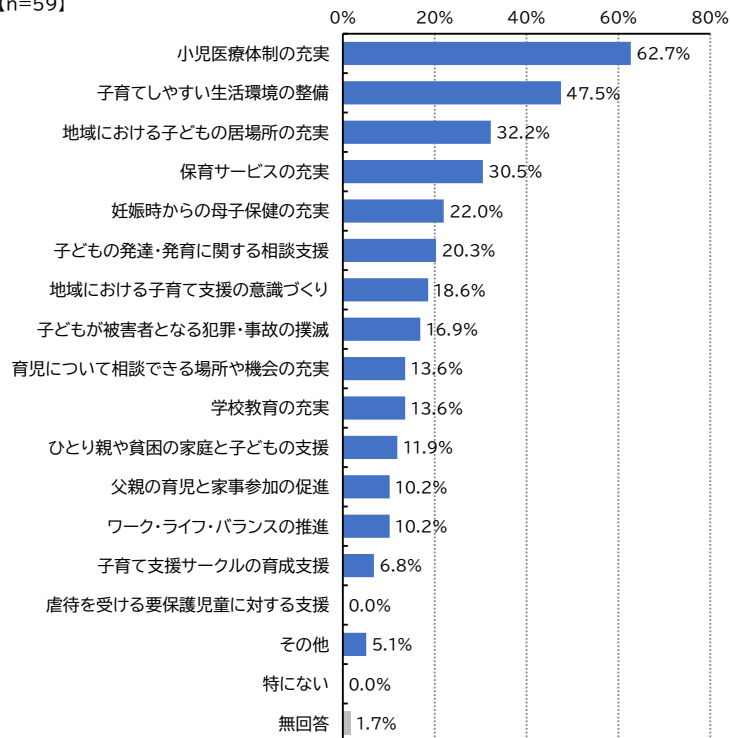


子育てについて悩んでいることや気になることは、就学前児童保護者では、「子どもの病気や発育・発達に関すること」、「子どもの食事や栄養に関すること」がともに39.0%と最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」(32.2%)、「子育てにかかる経済的負担」(30.5%)と続いています。

小学生保護者では、「子どもの教育に関すること」が56.8%と最も多く、次いで「子どもの友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」(47.7%)、「子どもの食事や栄養に関すること」(31.8%)、「子育てにかかる経済的負担」(27.3%)と続いています。

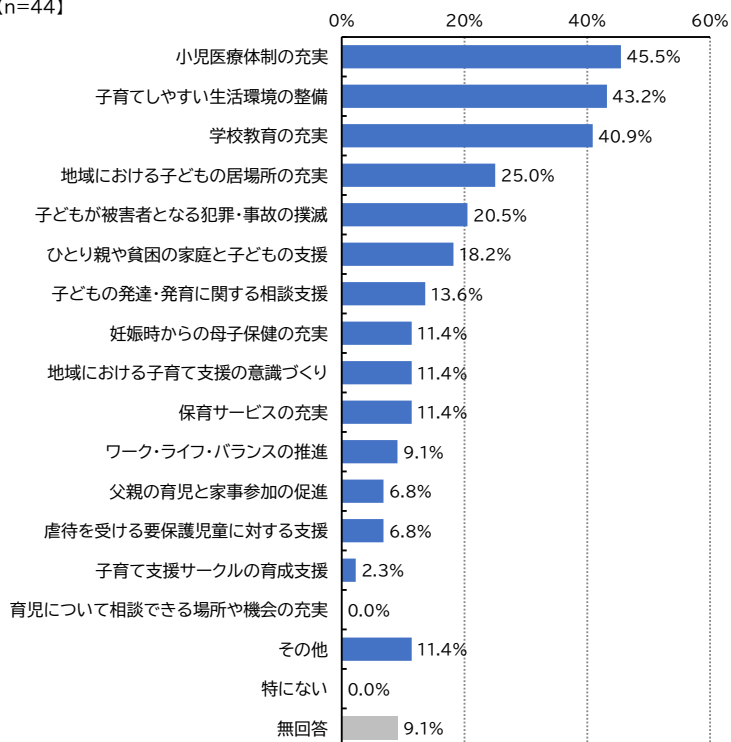
⑮今後重要となる子育て支援や対策

●就学前児童保護者 [n=59]



●小学生保護者

[n=44]

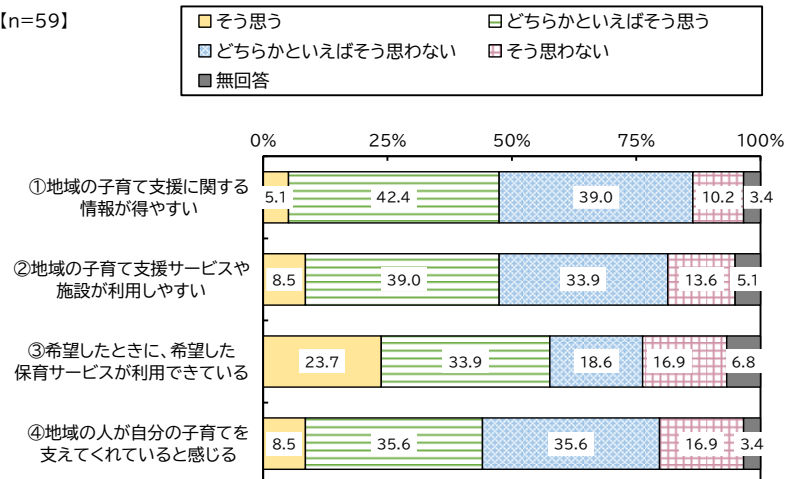


今後重要となる子育て支援や対策は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「小児医療体制の充実」が最も多く、次いで「子育てしやすい生活環境の整備」が上位2項目となっています。

⑩広野町の子育て環境について

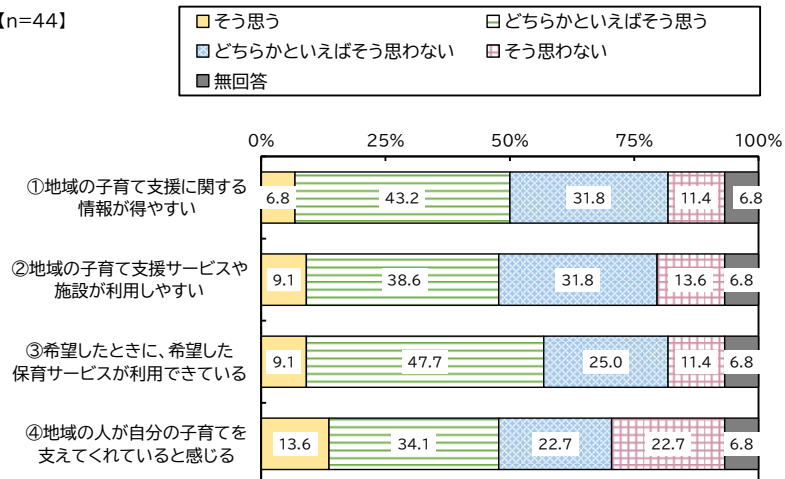
●就学前児童保護者

【n=59】



●小学生保護者

【n=44】



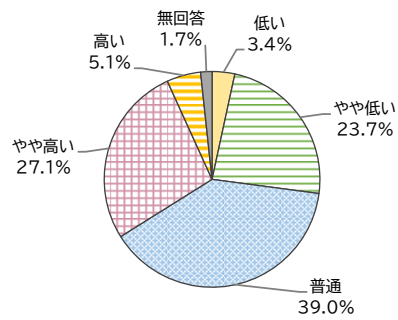
広野町の子育て環境について、そう思わない割合（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計）をみると、就学前児童保護者では、「④地域の人が自分の子育てを支えてくれていると感じる」が52.5%で最も多く、次いで「①地域の子育て支援に関する情報が得やすい」が49.2%となっています。

小学生保護者では、「②地域の子育て支援サービスや施設が利用しやすい」、「④地域の人が自分の子育てを支えてくれていると感じる」がともに45.4%と最も多くなっています。

⑰ 広野町の子育て環境や支援への満足度

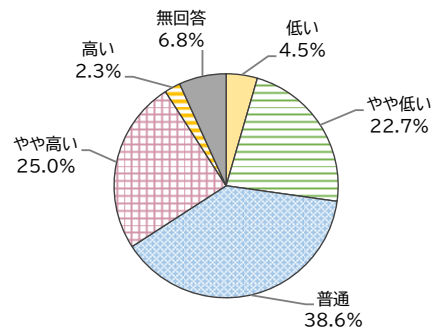
● 就学前児童保護者

[n=59]



● 小学生保護者

[n=44]

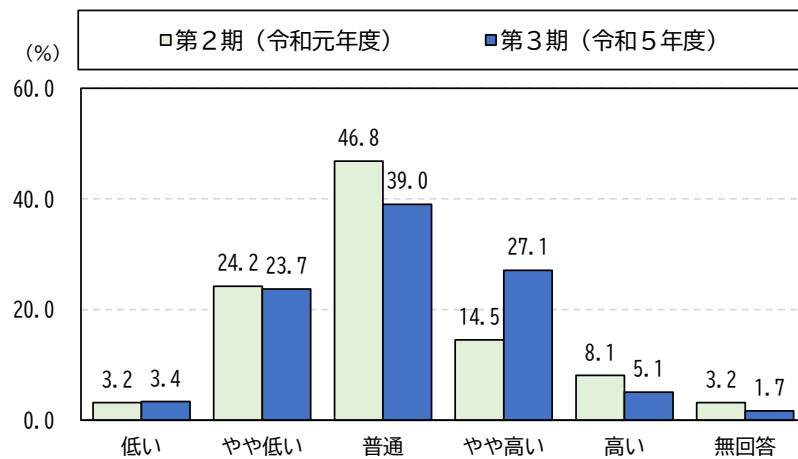


子育ての環境や支援への満足度について、就学前児童保護者では、「普通」が39.0%と最も多く、次いで「やや高い」(27.1%)、「やや低い」(23.7%)、「高い」(5.1%)、「低い」(3.4%)となっています。

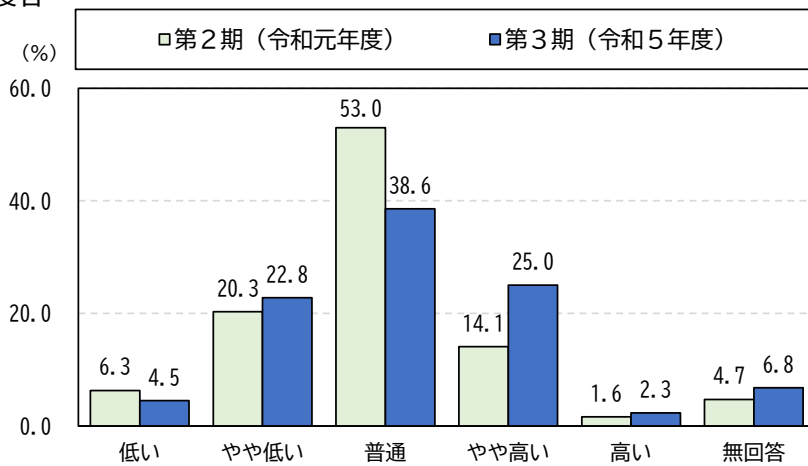
小学生保護者では、「普通」が38.6%と最も多く、次いで「やや高い」(25.0%)、「やや低い」(22.7%)、「低い」(4.5%)、「高い」(2.3%)と続いています。

●参考 前回調査との比較

●就学前児童保護者



●小学生保護者



前回調査（令和元年度）と比較し、「やや高い」、「高い」の割合をみると、就学前児童は、第2期調査では、22.6%、第3期調査では 32.2%と 9.6%増加しています。

小学生保護者は、第2期調査では 15.7%、第3期調査では 27.3%と 11.6%増加しています。

7 アンケートや町の現状から見える課題

(1) 子育て支援の充実

アンケート調査において、広野町の子育て環境について、「地域の子育て支援サービスや施設が利用しやすい」をみると、就学前児童保護者の約5割が「そう思わない」と回答しています。また、子育てについて不安や負担を感じている割合は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに3割以上となっています。

各種子育て支援サービスの充実ともに、子育てに関する悩みや不安の相談支援の充実も求められます。子育てに関する相談は、育児、教育、親子関係、保護者の就労、経済的困窮など、多岐にわたるため、子育て世帯が迷わずに安心して相談することができるよう、関係機関などとの連携体制の整備、分かりやすい情報提供など包括的な支援体制の充実が求められます。

(2) 母親と子どもの健康の確保及び増進

本町の児童人口は減少傾向で推移し、令和6年4月1日時点で283人となっており、本計画の最終年度である令和11年には226人に減少すると推計されます。

少子化の原因として、子育てに係る経済的負担感や、非婚化・晩婚化が挙げられています。また、核家族化の進行や地域社会の変化により、身近に相談相手がいらないことで、妊娠期に不安や困りごとを抱え込んでしまう場合もあり、産前・産後うつなどの増加も考えられます。

アンケート調査では、子育てについて悩んでいること、気になることとして、就学前児童保護者の多くが「子どもの病気や発育・発達に関すること」、「子どもの食事や栄養に関すること」と回答しています。また、今後重要となる子育て支援として、「小児医療体制の充実」が最も多くなっています。

結婚・妊娠・出産・育児など、すべてのライフステージにおける切れ目のない支援が重要となっており、すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを目的とした健康相談や家庭訪問の充実と小児医療体制の充実を図り、母親と子どもの健康維持と健やかな発達への支援が求められます。

(3) 子どもの健やかな成長に向けた教育環境の整備

アンケート調査では、子育てについて悩んでいること、気になることとして、小学生保護者では「子どもの教育に関すること」が最も多く、約6割が回答しています。

また、今後重要となる子育て支援として、4割以上が「学校教育の充実」と回答しています。

子どもが健やかに育っていくためには、学習環境の整備はもちろん、たくましく「生きる力」を身に付けていけるよう、基礎的・基本的な知識や思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む姿勢などを身に付けていくことが重要です。子どもたちの成長には、「育てる＝家庭・地域」、「教える＝学校」の二つの車輪を、子どもたちの成長とともに、前へと進めていくことが大切です。家庭・家族・地域だから教えられること、学校だから学べることを理解し、家庭、学校、地域、また関係機関・関係団体との連携を図り、子どもたちの「生きる力」、「豊かな心」を育むことが重要です。

(4) 支援が必要な子どもや家庭への支援

アンケート調査では、子どもを虐待していると思ったことがあるかについて、未就学児童保護者の5.1%、小学生保護者の4.5%が「ときどきある」と回答しています。また、子育てについて不安や負担を感じている割合は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに3割以上となっており、こうした子育てに関するストレスや悩みが虐待などに発展しないよう児童虐待の防止に向けた取り組みが重要です。

子育てをめぐる家庭の状況は、ひとり親、障がい、疾病、虐待、貧困、ヤングケアラーなど様々な問題を含んでいることから、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、経済的支援などの充実を図るとともに、問題が潜在化しやすい家庭状況にある子ども・家庭もいることから、関係機関などとの連携による訪問や相談支援体制の充実を図り、子どもの置かれた状況の早期把握、対応など総合的な支援が求められています。

(5) 子育てしやすい環境、まちづくり

アンケート調査では、今後重要となる子育て支援として、就学前児童保護者、小学生保護者ともに4割以上が「子育てしやすい生活環境の整備」と回答しています。

また、アンケート調査の自由記述についても、子どもの遊び場やの充実を求める声が多くありました。

子育て世帯、子どもの意見を取り入れた、遊び場、居場所づくりを進めるとともに、こども園、学校、地域、警察などが連携し、子どもが利用する施設や通学路などの安全の確保、子どもが犯罪や事故に巻き込まれないための取り組みも求められます。

(6) ワーク・ライフ・バランスの推進

国勢調査によると、本町の女性の就業者数、就業率は増加傾向にあり、特に女性の30～34歳の年代では平成27年と比較し就業率が大きく増加しています。

アンケート調査では、母親のフルタイム就労は4割以上となっており、令和元年度調査から増加しています。また、現在就労していない母親については、6割以上が将来的な就労を希望しています。

働きながら子育てできる環境を整えていくには、安定した就労環境とともに、長期的視野に立って、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した社会の実現を目指すとともに、必要なときに必要な各種保育サービスを十分に利用できる体制の整備も重要です。

8 第2期計画の評価

第2期計画の目標指標と結果は以下の通りとなります。

■成果指標一覧

成果指標	待機児童数	策定値 (令和元年)	目標値 (令和6年)	現状値 (令和6年)	評価
成果指標 1	●教育・保育施設の入所待機児童を解消する【こども家庭課調べ】	0人	0人	0人	A
成果指標	乳児家庭訪問（新生児訪問指導）実施率	策定値 (令和元年)	目標値 (令和6年)	現状値 (令和6年)	評価
成果指標 2	●生後4か月までの新生児の訪問指導の実施率を向上させる【こども家庭課調べ】	96%	100%	100%	A
成果指標	乳幼児健康診査の受診率	策定値 (令和元年)	目標値 (令和6年)	現状値 (令和6年)	評価
成果指標 3	●乳幼児健康診査の受診率を向上させる【こども家庭課調べ】	3～4か月児：100% 10～12か月児：100% 1歳6か月児：100% 2歳児：90.1% 3歳児：100%	100%	3～4か月児：92.3% 10～12か月児：100% 1歳6か月児：100% 2歳児：100% 3歳児：100%	B
成果指標	子育てを楽しんでいる保護者の割合	策定値 (令和元年)	目標値 (令和6年)	現状値 (令和6年)	評価
成果指標 4	●「楽しい」「まあまあ楽しい」の割合を向上させる【アンケート結果】	就学前 87.1%	就学前 90%	就学前 93.2%	A
成果指標	子育ての環境や支援に満足している保護者の割合	策定値 (令和元年)	目標値 (令和6年)	現状値 (令和6年)	評価
成果指標 5	●「5（満足度が高い）」、「4（満足度がやや高い）」の割合を向上させる【アンケート結果】	就学前 22.6%	就学前 25%	就学前 32.2%	A
成果指標	子どもを虐待していると思ったことがある保護者の割合	策定値 (令和元年)	目標値 (令和6年)	現状値 (令和6年)	評価
成果指標 6	●「ある」「ときどきある」の割合を減少させる【アンケート結果】	就学前 12.9%	就学前 5%	就学前 5.1%	B

成果指標の評価	
A	目標値に達したもの
B	目標値に達していないが、改善傾向がみられるもの
C	目標値に達しておらず、悪化しているもの

第3章 計画の基本理念

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

本町ではこれまで、「第2期広野町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念「子育てと親育ちをみんなで支え 喜びと安らぎと未来への夢があふれるまちづくり」に基づき、地域や関係機関との連携のもと子育て支援施策を推進してきました。

これまで同様、本町では、子どもが広野町で生まれてよかったと実感し、親もこの町で子育てをしてよかったと実感できるように地域で支えるまちづくりを目指しています。

第3期計画においても、目指すべき姿は変わることがないため、第2期計画の基本理念を継承し、施策の実施とより一層の充実を目指すこととします。

◆基本理念

子育てと親育ちをみんなで支え
喜びと安らぎと未来への夢があふれるまちづくり

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供します。また、総合的な子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標1

教育・保育事業、子ども・子育て支援体制の充実

すべての子どもと子育て家庭を対象として、保育利用の現状や利用希望の状況などを踏まえ、計画的な教育・保育、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

各事業において町民のニーズに応えられるよう必要な事業量を確保し、サービスの質の向上を図ります。

基本目標2

子どもを健やかに育む環境づくり

子どもが健やかに育まれるためには、心身の健康を支える保健・医療環境、子どもたちの能力と人間性を育む教育環境、親子の安全で安心な暮らしを支える生活環境が特に重要です。

そのため、保健・医療・福祉・教育などの「分野間の連携」、学校・家庭・地域・関係機関などの「主体間の連携」を図り、総合的な保健医療体制と教育環境の整備、交通安全・防犯対策などを推進します。さらに、子どもの遊び場や居場所の確保、公園や道路交通環境の整備を図るなど、親子でより安全・快適で安心して暮らせる生活環境の実現を目指します。

基本目標3

子育てを支える地域づくり

「地域全体で子どもを育てる」という視点から、社会のあらゆる分野における全ての人が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、子育て家庭への配慮と協力が必要です。

また、子育て中の保護者が男女問わず子育てに向き合えるよう、職場環境の改善、育児休業の取得、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現することができる環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランスが図られるような環境の整備が必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

3 計画の体系

本計画の施策の体系を図に示すと以下のようになります。

基本
理念

子育てと親育ちをみんなで支え
喜びと安らぎと未来への夢があふれるまちづくり

- ◆ 基本目標 1 ◆ 教育・保育事業、子ども・子育て支援体制の充実
- ◆ 基本目標 2 ◆ 子どもを健やかに育む環境づくり
- ◆ 基本目標 3 ◆ 子育てを支える地域づくり

1 幼児期の教育・保育の確保

- (1) 教育・保育提供区域と認定区分
- (2) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

2 地域子ども・子育て支援事業の展開

- (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

3 子育て・子育ての支援の推進

- (1) 地域における子育て支援の充実
- (2) 母親と子どもの健康の確保・増進
- (3) 子どもの健やかな成長に向けた教育環境の整備
- (4) 支援が必要な子ども・家庭への支援の充実
- (5) 子育てしやすい環境の確保
- (6) ワーク・ライフ・バランスの推進

4 第3期計画の成果目標

第3期計画の目標指標は以下の通りとなります。

■成果指標一覧

成果 指標	待機児童数	策定値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
		0人	0人
成果 指標 2	乳児家庭訪問（新生児訪問指導）実施率	策定値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
	●生後4か月までの新生児の訪問指導の実施率を向上させる 【こども家庭課調べ】	100%	100%
成果 指標 3	乳幼児健康診査の受診率	策定値 (令和6元年)	目標値 (令和11年)
	●乳幼児健康診査の受診率を向上させる 【こども家庭課調べ】	3～4か月児 : 92.3% 10～12か月児 : 100% 1歳6か月児 : 100% 2歳児 : 100% 3歳児 : 100%	100%
成果 指標 4	子育てを楽しんでいる保護者の割合	策定値 (令和6元年)	目標値 (令和11年)
	●「楽しい」・「まあまあ楽しい」の割合を向上させる 【アンケート結果】	就学前 93.2%	就学前 95%
		小学生 88.6%	小学生 90%
成果 指標 5	子育ての環境や支援に満足している保護者の割合	策定値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
	●「5（満足度が高い）」、「4（満足度がやや高い）」の割合を向上させる【アンケート結果】	就学前 32.2%	就学前 50%
		小学生 27.3%	小学生 50%
成果 指標 6	子どもを虐待していると思ったことがある保護者の割合	策定値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
	●「ある」・「ときどきある」の割合を減少させる【アンケート結果】	就学前 5.1%	就学前 0%
		小学生 4.5%	小学生 0%
成果 指標 7	子育てに関する不安、負担感を感じる保護者の割合	策定値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
	●「非常に不安や負担を感じる」・「なんとなく不安や負担を感じる」の割合を減少させる	就学前 37.3%	就学前 20%
		小学生 31.8%	小学生 20%

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1 幼児期の教育・保育の確保

(1) 教育・保育提供区域と認定区分

① 教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」は、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「必要量の見込み」、「提供体制の確保の内容」、「その実施時期」を定める基本単位です。市町村は、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況やその他の条件を総合的に勘案して区域を設定する必要があります。

町では、現在の教育・保育実施の状況や施設の配置・整備状況などを勘案し、本町の教育・保育提供区域を、「全町」Ⅰ区域と設定します。

実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に合わせて柔軟に取り組んでいきます。

② 認定区分

子ども・子育て支援制度のもと、子どもと子育て家庭が、認定こども園、幼稚園、保育所などを利用するにあたり、教育・保育を受けるための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定は、Ⅰ号認定、Ⅱ号認定、Ⅲ号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

■ 認定区分

区 分	年 齢	対 象 事 業	対象家庭類型
Ⅰ号認定	3～5歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭、 短時間就労家庭 等
Ⅱ号認定	3～5歳	保育所・認定こども園 (教育ニーズなし)	共働き家庭 等
Ⅲ号認定	0～2歳	保育所・認定こども園・地域型保育	共働き家庭 等

③ 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法などに基づく制度においては、主に「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

市町村は地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、教育・保育の確保のための認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や地域のニーズに応じた子育て支援事業の実施に主体的に取り組んでいます。

■制度の概要



(2) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

① Ⅰ号認定(3歳以上／教育ニーズ)

■第2期計画の実績

単位：人

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	35	30	26	27	28
確保の方策②	50	50	50	30	30
特定教育・保育施設	50	50	50	30	30
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
実績値③	28	24	13	13	15
差異(②-③)	22	26	37	17	15

■第3期計画の見込みと確保方策

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	16	15	13	13	14
確保の方策②	30	30	30	30	30
特定教育・保育施設	30	30	30	30	30
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差異(②-①)	14	15	17	17	16

【事業実施に対する考え方】

町内には、認定こども園が1施設となっています。

今後の量の見込みについては、現在の施設において対応可能と見込まれます。

② 2号認定(3歳以上／保育ニーズ)

■第2期計画の実績

単位：人

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	39	34	28	30	32
確保の方策②	40	40	40	60	60
特定教育・保育施設	40	40	40	60	60
認可外保育施設	0	0	0	0	0
実績値③	32	40	44	46	45
差異(②-③)	8	0	-4	14	15

■第3期計画の見込みと確保方策

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	38	36	31	33	33
確保の方策②	60	60	60	60	60
特定教育・保育施設	60	60	60	60	60
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差異(②-①)	22	24	29	27	27

【事業実施に対する考え方】

町内には、認定こども園が1施設となっています。

今後の量の見込みについては、現在の施設において対応可能と見込まれます。

③ 3号認定(3歳未満／保育ニーズ)

【0歳児】

■第2期計画の実績

単位：人

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	3	4	5	5	6
確保の方策②	6	6	6	6	6
特定教育・保育施設	6	6	6	6	6
特定地域型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
実績値③	5	0	3	6	6
差異(②-③)	1	6	3	0	0

■第3期計画の見込みと確保方策

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	3	3	5	4	3
確保の方策②	6	6	6	6	6
特定教育・保育施設	6	6	6	6	0
特定地域型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差異(②-①)	3	3	1	2	3

【事業実施に対する考え方】

今後の量の見込みについては概ね横ばい傾向で推移すると見込まれます。現在の施設において対応可能の見込みです。

【1・2歳児】

■第2期計画の実績

単位：人

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	36	37	39	39	36
確保の方策②	40	40	40	40	40
特定教育・保育施設	40	40	40	40	40
特定地域型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
実績値③	23	25	28	27	28
差異(②-③)	17	15	12	13	12

■第3期計画の見込みと確保方策

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	24	26	28	28	28
1歳児	10	12	12	12	12
2歳児	14	14	16	16	16
確保の方策②	40	40	40	40	40
特定教育・保育施設	40	40	40	40	40
特定地域型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	16	14	12	12	12

【事業実施に対する考え方】

今後の量の見込みについては僅かに増加傾向で推移すると見込まれますが、現在の施設において対応可能の見込みです。

【参考】3歳未満の子どもの保育の利用率見込み

■第3期計画 3歳未満の子どもの保育の利用率見込み

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用者数①	27	29	33	32	31
児童数②	57	61	64	63	62
利用率(①/②)	47.4%	47.5%	51.6%	50.8%	50.0%

2 地域子ども・子育て支援事業の展開

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

① 利用者支援事業

【事業内容】

子どもとその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設選択や一時預かり事業、放課後児童クラブなどの子育て支援事業を円滑に利用できるよう、利用者の身近な所で情報収集・提供、相談対応、助言を行うとともに関係機関との連絡調整などを行います。

【事業実施に対する考え方】

こども家庭センターにおいて、子育て家庭へのワンストップサービスの提供を図ります。情報提供や相談対応、児童福祉事業、母子保健事業、教育・保育施設や子育て支援サービスなどの利用支援を図るなど、妊娠期から子育て期に渡るまでの切れ目のない支援体制の更なる充実に努めます。

② 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

■第2期計画の実績

単位：人日

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	100	100	100	100	100
実績値	38	52	56	27	36

■第3期計画の見込みと確保方策

単位：人日

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	127	136	141	141	138
確保の方策	2か所「げんキッズ」・「なかよしランド」				

【事業実施に対する考え方】

「げんキッズ」、「なかよしランド」の2事業を実施します。
基本的に定員は設定していないことから、対応可能と見込まれます。

③ 妊婦健康診査事業

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、必要に応じて、妊婦に対する健康診査を実施します。

■ 第2期計画の実績

単位：人

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	24	22	20	20	20
実績値	39	32	30	22	23

■ 第3期計画の見込みと確保方策

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	19	19	19	18	18
確保の方策	実施体制：福島県国民健康保険団体連合会 実施場所：利用者が希望する医療機関				
実施時期 検査項目	①妊娠 8 週頃	基本健診、血液検査、 子宮頸がん検査、超音 波検査、HCV、HIV 抗 体検査	⑧妊娠 30 週頃	基本健診、超音波検査、 クラミジア核酸同定検 査、HTLV-1 抗体検査	
			⑨妊娠 32 週頃	基本健診	
			⑩妊娠 34 週頃	基本健診、B 群溶血 性レンサ球菌検査	
			⑪妊娠 35 週頃	基本健診	
	②妊娠 12 週頃		⑫妊娠 36 週頃	基本健診	
	③妊娠 16 週頃		⑬妊娠 37 週頃	基本健診	
	④妊娠 20 週頃		⑭妊娠 38 週頃	基本健診	
	⑤妊娠 24 週頃		⑮妊娠 39 週頃	基本健診	
	⑥妊娠 26 週頃	基本健診	⑯産後 2 週間	基本健診	
	⑦妊娠 28 週頃	基本健診	⑰産後 1 か月頃	基本健診	

【事業実施に対する考え方】

事業の性質上、町内のすべての妊婦の受診を見込んでいます。

今後も関係機関と連携し、希望する医療機関における受診機会の提供を図ります。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

■ 第2期計画の実績

(単位：家庭)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	22	24	22	20	20
実績値	17	23	17	9	12

■ 第3期計画の見込みと確保方策

(単位：家庭)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	19	19	19	18	18
確保の方策	実施体制：町の保健師で実施 実施機関：広野町				

【事業実施に対する考え方】

事業実施については、保健師による訪問を行っており今後も同様の体制で実施します。

さらに、訪問結果により支援が必要と判断された家庭については適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげ、育児不安の軽減と虐待の未然防止に努めます。

⑤ 養育支援訪問事業

【事業内容】

乳児家庭全戸訪問やその他の保健事業等で把握した養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の相談指導や育児等の養育能力向上のための支援を行います。

【事業実施に対する考え方】

第2期計画期間においては対象者はおらず、事業の実績はありませんでした。

利用実績を踏まえ、計画期間において事業量は見込んでいませんが、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努め、必要な場合には、保健師が適切な支援を行います。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者の病気や仕事などの理由で、一時的に家庭で子どもを養育することが困難になった場合に、児童養護施設などで宿泊を伴う養育・保護を行います。

【事業実施に対する考え方】

本町には実施可能な児童養護施設などがいないため、利用希望があった場合には、町外の施設と連携・協力し適切に対応します。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

【事業実施に対する考え方】

本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は実施しておりません。

計画期間中、本事業を実施する予定はありません。将来的な事業の実施については、利用者の動向や保護者のニーズなどの今後の状況を踏まえながら検討していきます。

⑧(1) 一時預かり事業(認定こども園において、1号認定を対象とした一時預かり)

【事業内容】

保護者の就労や疾病などによる入院、病気等で家庭での保育が困難になった園児を認定こども園の教育時間の前後や長期休業期間中などに預かります。

■第2期計画の実績

(単位:人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	53	46	39	41	43
確保の方策	53	46	39	41	43
実績値	56	31	20	50	30

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	72	66	55	61	61
確保の方策②	72	66	55	61	61
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

本事業については、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の体制でニーズは確保されています。今後も新たなニーズの把握に努め、利用希望があれば、随時対応していきます。

⑧(2) 一時預かり事業(その他の場所での一時預かり)

【事業内容】

- ・一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）：未就学児の保護者の会員を対象として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
- ・トワイライトステイ事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

■第2期計画の実績

(単位：人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	9	13	17	15	12
確保の方策	9	13	17	15	12
実績値	58	39	0	0	0

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	24	23	23	23	23
確保の方策②	24	23	23	23	23
一時預かり事業	24	23	23	23	23
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	-	-	-	-	-
トワイライトステイ事業	-	-	-	-	-
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

認定こども園において実施する一時預かり事業により必要な事業量は確保できる見通しです。

なお、本町においては、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、トワイライトステイ事業(子育て短期支援事業)を、一時預かり事業の確保方策としては見込んでおりません。

⑨ 延長保育事業(時間外保育事業)

【事業内容】

通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施します。

【事業実施に対する考え方】

計画期間中、保護者の利用意向の把握に努めながら、必要に応じて「広野こども園」における延長保育(時間外保育)の実施の検討を行い、子育て家庭のニーズへの対応に努めます。

⑩ 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

- ・病児対応型：児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業です。
- ・病後児対応型：児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業です。
- ・体調不良児対応型：児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応や保健的な対応等を図る事業です。
- ・病児・緊急対応強化事業：ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業です。

■第2期計画の実績

(単位：人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	16	15	14	14	14
確保の方策	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0	0	0

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	18	17	17	16	16
確保の方策②	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	-18	-17	-17	-16	-16

【事業実施に対する考え方】

ニーズ調査結果から、必要な事業量を見込んでいますが、本計画期間中に事業の提供体制が確保できる見通しは立っておりません。「広野こども園」における実施の検討のほか、医療機関内保育施設での実施についての要請を行い、ニーズへの対応に努めます。

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

■第2期計画の実績

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	64	66	63	64	63
低学年	34	35	32	32	30
高学年	30	31	31	32	33
確保の方策	80	80	80	80	80
実績値	76	73	68	68	64

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	51	47	45	42	40
1年生	7	8	8	6	5
2年生	8	7	8	8	6
3年生	6	8	7	8	8
4年生	10	6	7	7	7
5年生	10	9	6	7	7
6年生	10	9	9	6	7
確保の方策②	80	80	80	80	80
過不足(②-①)	29	33	35	38	40

【事業実施に対する考え方】

現在町内では、2クラブで実施しています。今後は、放課後児童クラブの需要を見ながら、指導員の確保、適正な受け入れ人数の規模、事業の実施形態などを総合的に検討していきます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、町が定める基準に基づき、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の全部又は一部を助成します。

【事業実施に対する考え方】

他市町村の確認を受けていない幼稚園を利用する世帯がある場合や国、県の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

⑬ 多様な事業者の参入を促進する事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進します。

【事業実施に対する考え方】

計画期間中、国や県の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で訪問支援員が、家事・子育てなどに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぎます。

■ 第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	120	120	120	120	120
確保の方策②	120	120	120	120	120
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

今後は、家事・子育てなどの支援についてニーズ把握をするとともに、事業の周知を図り支援を必要とする家庭を早期把握、早期支援につなげていきます。

⑮ 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

【事業実施に対する考え方】

不登校生徒など支援を必要とする家庭について、関係機関と連携しながら早期把握、早期支援に繋げていきます。当事業の実施について、支援が必要な児童の把握に努めながら必要に応じて検討していきます。

⑯ 親子関係形成支援事業

【事業内容】

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどその他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

【事業実施に対する考え方】

保護者及び児童などのニーズを把握し、相談の機会などの確保に努めながら事業の実施について必要に応じて検討していきます。

⑰ 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

令和6年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	19	19	19	18	18
確保の方策②	19	19	19	18	18
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

安心して出産を迎えられるように、事業の周知を進めるとともに、支援を必要とする人へ適切な支援を行います。

⑱ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業内容】

令和6年の子ども・子育て支援法の改正に伴い、満3歳未満の就学前子どもで、子どものための教育・保育給付を受けていない者に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子どもと保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、月一定時間までの利用可能枠の中で利用することができます。令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付(乳児等のための支援給付)として本格実施されます。

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		2	2	2	2
確保の方策②		2	2	2	2
過不足(②-①)		0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

保護者の就労状況などに関わらず、子どもの養育環境の充実に向けて、認定こども園と連携・調整し実施します。

⑱ 産後ケア事業

【事業内容】

令和6年の子ども・子育て支援法の改正に伴い、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。産後に心身の不調や育児不安等がある母親とその子を対象に、母親の心身のケアや育児サポート等を行います。

■ 第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	3	3	3	3	3
確保の方策②	3	3	3	3	3
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

出産直後の母親は心身ともに不安定な状態であることが多く、また、これからの育児に対する大きな不安も抱えていることから、産後の回復や育児に向けたサポートに努めていきます。

3 子育て・子育て支援の推進

(1) 地域における子育て支援の充実

① 子育て支援サービスの充実

【施策の方向性】

- 子育てをする上で不安や悩みを抱える保護者もみられることから、安心して子育てを行っていくための適切な情報提供と環境の充実を図ります。
- 子育て世代包括支援センターや児童館などでの支援活動や育児支援などの子育てサービスについて、いつでも気軽に利用でき、安心して子育てできるよう情報発信し、多くの住民に周知していきます。
- 家庭・学校・地域の様々な場面における地域社会全体での子育て支援や様々な社会資源を活用した連携を通じて子どもの育成支援を推進します。
- 保護者の就労の有無に関わらず、すべての子育て家庭の支援のために多種多様な教育・保育サービスの展開を目指します。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
こども家庭センター	母子保健機能と児童福祉機能双方の機能を併せ、保健師が中心となって妊娠期から子育て期の保護者の悩みや心配事、不安などの解消を図るとともに、楽しく子育てができるよう子育てに関する様々な相談に対応するほか各種サービスの紹介などを行います。	こども家庭課
心の相談会	育児や発育に不安を持つ保護者に対し、相談会を開催します。	保健センター
放課後児童健全育成事業	昼間保護者のいない家庭の小学生を対象に、児童館において児童を預かり、健全育成活動を行います。	児童館
多様な保育サービスの充実	認定こども園において、満6か月以上の乳児を対象とした0歳児保育を実施するほか、3歳以上の在園児を対象に通常時間後の預かり保育を実施します。 また、在園児以外の児童については、保護者の疾病や緊急の用事などの際に一時的な保育を実施します。	こども家庭課 認定こども園
げんキッズ	同年代の子どもとの交流の場を提供し、育児不安の解消を図ります。	認定こども園 児童館
なかよしランド	安心して遊べる場所の提供をします。	保健センター
ブックスタート事業	0歳児のいるお子さんに読み聞かせの体験が増えるよう、絵本をプレゼントします。	こども家庭課

② 子育て支援のネットワークづくり

【施策の方向性】

- 多様化する子育て支援ニーズ中で、子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じた、きめ細かな支援に努めます。
- 公的な取り組みだけでなく、町民の自主的な子育て支援活動が協働し、地域全体として重層的な子育て支援のネットワークづくりに努めます。
- 子育て支援に関するさまざまなサービスや情報を子育て家庭に対して効果的、効率的に提供するとともに、子育てサークルの育成、支援に取り組みます。
- 子育て支援に関わっている関係機関や団体などが情報提供や収集できる機会をつくり、情報共有を通じて子育て支援に結びつける体制の強化に努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
認定こども園の園庭開放の推進	認定こども園の園庭開放による、入園児童と地域児童との交流を推進します。	こども家庭課 認定こども園
子育てサークル等の育成・活動支援	子育て中の親同士が気軽に交流や情報交換できるサークル活動等や、子育て支援ボランティアの養成、ボランティア活動への住民参加、各活動のネットワークづくりを推進します。特に、豊かな知識・経験をもつ高齢者による子育て支援ボランティア活動を推進します。	こども家庭課
こども関係機関会議	乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、関係機関等によるネットワークを構築。地域におけるこどもの支援体制に関する課題について情報共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備について協議します。	こども家庭課
ホームページ等を活用した子育て情報の発信	町のホームページ等を活用し、保育・保健・教育・健全育成等の子育てに関する情報の発信に努めます。	こども家庭課

③ 児童健全育成の充実

【施策の方向性】

- 子どもたちが地域の一員として心身ともに健康で、主体的に社会参加できるよう、行政や関係団体、地域が連携し、健全育成のための環境づくりに引き続き取り組むとともに、地域活動への子どもの意見反映や参加の機会を充実していきます。
- 放課後や休日などに、地域で児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や体験活動、地域住民との交流活動などを行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。
- 心身の健康づくりと生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成するため、優れた指導者の育成、確保、スポーツ環境の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
緑の少年団の活動	小学生による、緑化活動を行います。	産業振興課
スポーツ活動の促進	住民と行政の協働により運営する民間組織の総合型地域スポーツクラブを主体として、幼児向けのスポーツを一体的に推進します。	生涯学習課
スポーツ指導者の育成	団体の育成や指導員の養成を通じて、スポーツ振興推進体制の強化を図ります。	生涯学習課
スポーツ少年団活動の支援	スポーツ活動を通し、心身ともに健康な体力づくりを目的とした、スポーツ少年団への支援を行います。	生涯学習課
高齢者と子どもの交流イベントの開催	老人クラブ等との連携による世代間交流を積極的に推進します。	こども家庭課 認定こども園
児童館における児童健全育成事業	児童館において、小学生児童及びその他指導を必要とする児童を預かり、遊びを主とする健全育成活動を行います。	児童館
放課後子ども教室	小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動等を行います。	生涯学習課

④ 経済的支援の充実

【施策の方向性】

- 子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、子どもの医療費の支給、児童手当支給など、各種の経済的支援制度の充実を図り、安定した子育て環境の維持、確立を目指します。
- 家庭の状況に関わらず、すべてのこどもが平等に学ぶ機会を得られるように、就学援助についての制度の周知や利用促進を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
出産祝金の支給継続	次代を担う子どもの出産を祝し、健やかな成長を願い住民福祉の寄与を行います。	こども家庭課
妊婦のための支援給付の支給	妊娠中の女性が安心して出産・子育てが出来るように、経済的な支援のため全ての妊婦に対して支給を行います。	こども家庭課
乳幼児及び児童医療費の支給	「広野町乳幼児及び児童医療費助成に関する条例」に基づく子どもを対象とした医療費の支給を行います。	こども家庭課
児童手当の支給	児童を養育している家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため手当を支給します。	こども家庭課
就学援助費の支給	「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助を行います。	学校教育課
特殊教育就学奨励費補助金	特別支援学級分に係わる援助を行います。	学校教育課
教育・保育に関する給付	認定こども園、幼稚園、保育所等の利用にあたり、施設型給付、地域型保育給付、施設等利用給付及び給食費にかかる副食費補助給付を支給します。	こども家庭課
給食費無償化	広野こども園幼児部、広野小学校及び中学校の給食費を無償にします。	こども家庭課 学校教育課
保育料無償化	認定こども園保育部、保育所の保育料を無償にします。	こども家庭課

(2) 母親と子どもの健康の確保・増進

① 母親や子どもの健康の確保

【施策の方向性】

- 心穏やかに妊娠・出産できるよう、関係機関との連携を図り、妊娠初期からの妊産婦への保健指導や健康管理支援の充実を図ります。
- ゆったりした気持ちで子育てができるよう、子どもの成長に合わせた健康教育・健康相談・健康診査・保健指導など一貫した切れ目のない保健サービスを提供するとともに、きめ細かな母子保健の充実に努めます。
- 乳幼児の健康診査の充実を図り、子どもの健康づくりと病気の予防、早期発見に努めるとともに、予防接種の意義についての情報提供を行い接種率の向上に努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録するための手帳を交付し、安全な出産と母子の健康確保に努めます。	こども家庭課
妊婦健康診査	妊婦を対象とした医療機関における健康診査を行い、安全な出産と母子の健康確保に努めます。	こども家庭課
妊産婦健康相談	保健師による面接や電話相談で、妊産婦の悩みや不安の解消に努めます。	こども家庭課
トツキトウカ事業	妊産婦を対象に助産師による講話や個別相談を行います。	こども家庭課
妊産婦訪問指導	妊産婦を対象に保健師による家庭訪問を行い、安全な出産ができるよう支援します。	こども家庭課
育児相談の推進	乳幼児とその親を対象に、子育てに関する悩みの相談を行います。	こども家庭課
乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問指導)	新生児とその親を対象に家庭訪問を行い、新生児の健康確保や育児不安の解消に努めます。	こども家庭課
養育支援訪問事業	様々な原因で養育が困難になっている家庭等を対象に、専門職による訪問指導を行います。	こども家庭課
乳幼児訪問指導	育児や保健指導が必要と思われる乳幼児とその親を対象にした訪問指導を行います。	こども家庭課
乳幼児健診	1か月児、3～4か月児、10～12 か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児、5歳児健診を実施し、疾病の早期発見及び早期受診の確立を図ります。	こども家庭課
予防接種	「予防接種法」に基づく予防接種を行い、乳幼児等の疾病予防に努めます。	こども家庭課
小児救急医療等に関する情報提供	県のこども救急電話相談事業の周知を図ります。	こども家庭課
不妊治療の支援	不妊治療にかかる費用の一部助成を行います。(専門職による相談事業の紹介、県不妊治療費助成事業の紹介などを行います。)	こども家庭課

② 食育の推進

【施策の方向性】

- 子どもの健やかな心身の発達のためには、食事が重要です。食事は、家族のコミュニケーションの機会でもあり、家族団らんの場を介して子どもたちの様子を把握するために、保護者への啓発活動を行います。
- 子ども一人ひとりの食べる力を豊かに育むために、幼少期からの食育活動を積極的に実践し、思春期保健事業と連携し、豊かな人間性の形成と、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
離乳食・食育指導	乳幼児健診及び離乳食相談会で望ましい食生活・食習慣について指導します。	こども家庭課
食育指導	小・中学生、幼児及びその親を対象に、食事の楽しさや大切さを学び、元気な体、豊かな心を育む食育指導教室を開催します。	こども家庭課
食生活改善推進員による地域活動事業	幼児を対象に、食生活改善推進員が、適切な食習慣の自立形成に向けた普及啓発に努めます。	保健センター

③ 思春期保健対策の充実

【施策の方向性】

- 思春期は、子どもから大人へと成長・発達していく重要な時期であることから、家庭・学校・地域・関係機関と連携を図りながら、健康教育と相談事業の充実を図るとともに、アルコール依存や喫煙、薬物乱用、性行動などについて啓発活動を進めていきます。
- 家庭・学校・地域・関係機関と連携し、児童生徒の心身の健全な発育を支える環境づくりに努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
児童相談事業	不安定な心理状態で過ごしている中高生などが電話やメール等で相談しやすい体制づくりを整備します。	こども家庭課
学校における思春期保健教育	児童生徒の発達段階に合わせながら、体育の保健領域を中心として、喫煙、飲酒、薬物乱用防止の指導を心身の安全確保の視点から推進します。	学校教育課
SOS の出し方教育の推進	小・中学校、高校との連携のもと、通常の教育活動の一環として、困難やストレスに直面した際の対処方法や SOS を発信することに関する教育を推進します。	こども家庭課 学校教育課

(3) 子どもの健やかな成長に向けた教育環境の整備

① 次代の親の育成

【施策の方向性】

- 男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義について、教育や啓発を進め次代の親となる子どもたちの豊かな人間性の形成を図るため、乳幼児とのふれあいを通じて、他者への思いやり、命の尊厳などを学ぶことができる機会を提供します。
- 中学校期における様々な職場での体験活動の推進と「職業」や「仕事」に対する意識啓発を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
思春期ふれあい体験学習	サマーボランティア等の機会を通じて、子育ての楽しさを知り、育児に希望が持てるようなふれあいの場を提供します。	こども家庭課 社会福祉協議会
職場体験の実施	中学生が地域の事業者や職員との交流、仕事体験などを通じて、働くことの大切さや喜びの修得を図ります。	中学校
健全育成に関する啓発	児童・青少年の健全育成に関する啓発紙の配布を行い、家庭、地域、行政が一体となった取り組みの推進に努めます。	生涯学習課
社会を明るくする運動の推進	街頭キャンペーン等の開催により、犯罪や非行のない明るい地域社会を築く取り組みを推進します。	町民税務課

② 家庭や地域の教育力の向上

【施策の方向性】

- 家庭は大切な教育の場であり、児童生徒の成長に大きな影響を与えることを認識し、学校生活や社会生活を営む上で大切な習慣やマナー等を身に付けることができるよう家庭教育力の向上を図ります。
- 地域における子ども会活動など、地域の教育力を高める子育て・教育活動、地域交流活動の充実、支援に努めます。
- 子育て家庭の孤立、負担の軽減等、子育て家庭を支えていくため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、連携・協力し地域全体で子どもを育てられるように支援します。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
家庭の養育機能の補完・支援	児童館を中心に、家庭における養育機能の補完・支援を進めます。	児童館
子育て支援に関する町民意識の高揚	地域の子どもの育ちに関する町民の意識高揚を目的とした広報等の活動を推進します。	こども家庭課
青少年の育成（青少年育成町民会議）	青少年の健全育成のため町民の総意を結集し、地域ぐるみの運動を展開します。	生涯学習課
子ども会活動の支援（育成会連絡協議会）	子どもたちの心身の健康な発達を地域住民が総参加で育成に努めます。	生涯学習課
スポーツ少年団事業	スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、スポーツを通じて青少年の心身の健全な育成を行います。	生涯学習課

③ 生きる力の育成に向けた学校教育の推進

【施策の方向性】

- 自ら学び、自ら考え、主体的に判断してよりよく問題を解決する力や、豊かな人間性、健康と体力などの「生きる力」を育成するため、確かな学力の向上と心の教育の充実を目指します。
- 児童生徒のひきこもり、不登校、いじめ問題、性に関する悩みなどに対応するため、教職員やスクールカウンセラー、関係機関などとの連携を図りながら相談体制の充実に努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
外部人材の活用	町立小中学校の活性化を図るため、外部人材を積極的に活用します。	学校教育課
芸術鑑賞会	芸術館活用事業の一環として、子どもたちの才能を引き出すことや、感受性豊かな心の形成を図ります。	学校教育課
地域交流事業	地域の人材や資源を授業内容に取り入れ、地域との交流を活発に行います。	学校教育課 生涯学習課
スクールカウンセラーの配置	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を積極的に活用し、思春期の生徒に多くみられる個々の悩みの昇華とアドバイスを行います。	学校教育課
教育相談事業	児童生徒や保護者からの教育問題について相談を受けます。	学校教育課

(4) 支援が必要な子ども・家庭への支援の充実

① 障がい児施策の充実

【施策の方向性】

- 子どもの発育・発達に不安や問題を抱える保護者が気軽に相談でき、必要な支援サービスを受けることができるよう、こども発達相談や障がい児保育等の充実に取り組みます。
- 障がい児をもつ家族の精神的、肉体的な負担の大きさを考慮し、家族支援のためのサービスの充実を図ります。
- 障がいのある子どもやその家族が抱える様々な問題に対応するため、福祉、保健、教育の各関係機関によるネットワークの構築と機能の向上に取り組んでいきます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行います。	こども家庭課
児童の発達支援に向けた連携強化	年数回、認定こども園、小学生低学年の発達遅滞児について、認定こども園と小学校の先生、心理士、保健師間での情報の共有を図ります。	学校教育課 こども家庭課 保健センター 認定こども園
障害児福祉サービス等の提供	児童福祉法、障害者総合支援法に基づき、各種サービスの提供を行います。 ○児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○福祉型障害児入所施設 ○医療型障害児入所施設 ○地域生活支援事業	こども家庭課
自立支援医療と補装具の給付	医療費負担の軽減を図るとともに、車椅子や下肢装具等の補装具・日常生活用具を給付します。	こども家庭課 健康福祉課
障がい児保育等の充実	障がいのある子どもが生まれ育った地域で保育・教育が受けられるよう、町内の認定こども園の定員の確保と保育内容の充実を図ります。	こども家庭課 認定こども園
教育相談・教育支援体制の充実	多様な教育相談に対応できる体制を整え、日常的な教育相談の充実を図ります。また、障がい児個々の状態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。	学校教育課
特別支援教育体制の充実	教職員研修をすることにより、特別支援教育の充実を図ります。近年増加してきている学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)等への的確な教育支援を行う体制の構築を図ります。	学校教育課
障がい児援護手当の支給	「広野町重度心身障害児の援護手当支給に関する条例」に基づき、重度の障がいを有する児童に対して手当の支給を行います。	こども家庭課

② 児童虐待防止対策の充実

【施策の方向性】

- 児童虐待が起こらないための取り組みとともに、児童虐待が起こった場合にも早期に発見し、対策ができるように関係機関と連携して取り組みます。
- 地域全体で虐待防止に取り組む機運を醸成するとともに、虐待に関する通告義務の周知を図っていきます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
虐待の予防、早期発見・早期対応の推進	認定こども園、小・中学校、保健センター、児童館、民生児童委員と連携し、児童虐待防止対策を推進するとともに、児童虐待の早期発見と早期対応に努めます。	こども家庭課
児童虐待防止ネットワークの充実	発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至る総合的な対策を推進するため、要保護児童対策地域協議会の取り組みに対して児童相談所などによる技術的な支援等を活用しながら推進します。	こども家庭課
子ども家庭総合支援機能の確保	身近な場所における子どもと家庭の福祉に関して必要な支援等を行うため、子どもとその家庭及び妊産婦に対し、地域資源や必要なサービスにつなぐソーシャルワークや支援を総合的に提供する拠点的功能の確保を検討します。	こども家庭課

③ ひとり親家庭等の自立支援の推進

【施策の方向性】

- 親が安心して子育てをしながら就労できるよう、子育て支援策を促進するとともに、ひとり親家庭等の自立に向けた支援策の充実を図ります。
- ひとり親家庭等に対する相談体制の充実を図り、各種施策や取り組みについての情報提供を推進します。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
ひとり親家庭医療費の助成	低所得のひとり親家庭に対し医療費の一部助成を行うことで、健康と福祉の増進を図ります。	こども家庭課
児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当支給を行い、経済的支援の充実を図ります。	こども家庭課
ひとり親家庭のための制度の広報	母子寡婦福祉資金貸付金制度などの児童扶養手当以外の制度について広報活動を行います。	こども家庭課
母子・寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭または寡婦等への貸付事業を行います。	こども家庭課

④ 子どもの貧困や社会的養育、ヤングケアラー対策の推進

【施策の方向性】

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的に困窮している世帯など、支援が必要な家庭の現状把握に努め、子どもやその保護者へそれぞれの状況に応じた適切な支援を行います。
- ヤングケアラーは、子どもたちの権利を侵害する重大な問題である一方、家庭内のデリケートな問題でもあり、表面化しにくいことから、実態把握を推進しつつ、適切かつ包括的なサポートができるように体制の整備・強化を図ります。
- 児童養護施設などへの入所が必要とされる場合など、県や児童相談所の関係機関との連携を取り、子どもにとって最善の支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
生活困窮家庭の把握と支援	民生委員・児童委員をはじめ、関係機関や全庁の連携体制のもと、生活困窮家庭の把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援・就労支援・給付金の支給等の適切な支援につなげます。	こども家庭課
就学援助費	学校教育活動において、経済的に支障をきたしている小中学生の保護者に対して、給食費・学用品費等を支給します。	学校教育課
生活困窮世帯の子どもの学習支援	貧困の連鎖を防止するため、相対的な貧困にあるような生活困窮家庭の子どもたちの学習支援を行います。	こども家庭課
社会的養育の推進	児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するとともに、虐待等により家庭における養育が適当でない場合には、県や児童相談所等の関係機関との連携のもと必要な措置を図ります。	こども家庭課
こども食堂の推進	経済的な理由や家庭の事情で十分な食事が取れない子どもたちが安心して食事を楽しむことができる環境を推進します。	こども家庭課

(5) 子育てしやすい環境の確保

① 良質な生活環境の整備

【施策の方向性】

- 安心して子育てができるまちとなるために、関係団体などと連携し、公園や公営住宅など生活環境のハード面での整備の充実を図ります。
- 元気に子どもが遊べる場所の確保など、子育てしやすい安全・安心なまちづくりに取り組みます。
- すべての人が安心して外出できるように、道路、公園、公共施設などにおいて、段差の解消などのバリアフリー化に努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
公営住宅の建て替え促進と新たな公営住宅の建設	老朽化した公営住宅は計画的に立て替えを推進するとともに、既存施設の適正な管理により機能維持に努めます。また、建て替えに際しては、少子高齢化等を視野に入れ、バリアフリーを取り入れた人に優しい住宅団地の整備を促進します。	総務課
公営住宅の入居促進	広報紙やインターネットなどを活用して町営住宅等の情報提供や入居募集を行い、子育て家庭の公営住宅への入居の促進を図ります。	総務課
公園、多目的広場、スポーツ施設の利用促進	子どもの遊び場となる公園や多目的広場、スポーツ施設などの利用促進を図ります。	復興企画課 生涯学習課
バリアフリー化を目指したやさしいまちづくりの推進	すべての町民が利用しやすく、安心・安全な生活をおくるために、生活環境施設のバリアフリー化を推進し、やさしいまちづくりに努めます。	建設課

② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【施策の方向性】

- 子どもを交通事故から守るため、警察など関係機関との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。
- 事故の未然防止のため、関係機関と連携し交通安全教室の開催、交通事故防止についての広報活動、啓発活動を推進していきます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
交通パトロールの推進	双葉警察署や交通安全協会等の協力により、児童の安全確保を推進していきます。	環境防災課
交通安全教育の推進	交通ルールを身につけることを目的に町内の認定こども園、小学校等で交通安全教室を行い、子どもたちの安全確保に努めます。	環境防災課 こども家庭課 学校教育課
キッズ・ゾーンの設定	認定こども園が行う散歩等の園外活動時の安全を確保するため、教育の丘周辺にキッズ・ゾーンを設け、ドライバーへの注意喚起と、当該エリアにおける危険箇所等の安全対策の推進を図ります。	こども家庭課
通学路の安全の確保	交通安全協会や交通教育専門員の協力で、子どもたちの通学路の安全確保のため、街頭活動を行い、交通事故の被害から子どもたちを守ります。	環境防災課
チャイルドシート等購入奨励補助金の交付	チャイルドシート等購入費の一部を助成し、子どもの乗車時の安全確保、推進、事故防止を図ります。	こども家庭課
自転車用ヘルメット着用推進補助金の交付	自転車用ヘルメット購入費の一部を助成し、子どもの自転車利用時の安全の確保、推進、事故防止を図ります。	環境防災課

③ 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

【施策の方向性】

- 子どもを犯罪の被害から守るためには、学校と家庭はもちろんのこと地域社会の協力も必要なことから、自主防犯活動を推進するとともに、防犯指導隊、防犯協会などの関係機関との連携をより一層強化します。
- スマートフォンなどの長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪などが問題になっていることから、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及・啓発に努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
防犯灯の増設	地区の要望により防犯灯の増設を行います。	環境防災課
防犯運動・広報活動及び防犯診断の推進	防犯指導隊、防犯協会の協力により、防犯運動や広報活動を推進します。	環境防災課
防犯対策の推進及び関係機関との連携強化	防犯指導隊や防犯協会とその他の関係部署との連携を密にして防犯対策を推進します。	環境防災課
地域防災計画の推進	あらゆる災害に対処するため予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について定め、町民の生命、身体及び財産並びに町土を災害から保護します。	環境防災課
救急講習会の開催	町民に対し救急講習会の周知と参加の促進を行います。	環境防災課
通学路防犯安全点検の実施	児童生徒の登下校時における犯罪防止のため通学路の安全点検を行います。	環境防災課
見守りカメラの設置	通学路等に防犯カメラを設置し、犯罪に対する抑止効果を図ります。	環境防災課
子どもを守る 110 番の家	通学路等における小中学生の緊急避難場所の設置事業を推進します。	環境防災課
適切なインターネットの利用の啓発	子どもを有害情報やいじめから守るため、子どもの携帯電話等のインターネット利用実態を踏まえ、携帯電話等の利用制限、フィルタリング・サービス等の普及を図ります。	学校教育課

(6) ワーク・ライフ・バランスの推進

① 育児休業などを取得しやすい環境の整備

【施策の方向性】

- 育児・介護休業が取得しやすい職場をつくるため、事業所、地域住民に育児休業制度やワーク・ライフ・バランスについての周知を図っていくとともに、勤務時間短縮の実施など、職場環境の整備に係わる広報啓発を進めていきます。
- 仕事と家庭生活の両立を促すため、事業所における先進的取り組み事例などの広報啓発により、職場や家庭、地域における意識の醸成を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
働き方改革に向けた啓発	仕事と生活の調和を目指し、時間外労働の削減や働き方の見直し、育児休業制度の活用に向けた企業等の取り組みを啓発するとともにその取り組みの支援を検討します。さらに、関係法制度や各種支援施策や先進的な取り組み事例等を広報し、職場や家庭、地域における意識の醸成を図ります。	産業振興課

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【施策の方向性】

- 就業形態の多様化に対応し、仕事と子育ての両立を図るため、家庭環境や子供の年齢などにより多様化する保育需要に対応した保育サービスの充実を図ります。
- 女性に偏りがちな育児・家事の負担を軽減するため、男性の育児・家事への参加の啓発、意識改革を促進するための情報発信を行います。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
男女共同参画の啓発	男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発を促進するため、広報活動を推進します。	総務課
保育事業の充実	利用者のニーズを把握し、認定こども園などと連携し、事業の充実を図ります。	こども家庭課

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画に掲げた施策や事業を総合的に推進するため、関係機関及び関係団体との密接な連絡調整を図ります。

そして、計画の実現に向けて、行政だけではなく、家庭、地域社会、学校、保育施設、関係機関などの協力が不可欠です。地域社会と行政が役割分担を明確に行い、子育て家庭を支援していく体制づくりを進めていきます。

(1) 町の役割

本計画に掲げる施策を積極的に推進するとともに、住民や企業などが子育て支援推進に積極的に参画できるよう、情報の提供や意識の啓発に努めます。

なお本計画は、育児支援・母子保健を中心に、教育、まちづくり、就労支援など子育てに関わる幅広い分野に及んでおり、施策の総合的・計画的な実現のため、保健・医療・福祉に関わる各機関との連携体制を強化します。

(2) 家庭の役割

家庭においては、十分な愛情をもって子どもと接するとともに、人としての基本的なしつけや社会のルールを教え、次世代を担う子どもたちの健全な育成に努めることが大切です。また、家庭生活は男女が協力して営むものであるという意識を育む必要があります。

(3) 地域の役割

地域全体が子どもや子育て中の家庭を見守り、支えるという意識のもと、声かけや地域活動への積極的な参加を通して、地域の子どもたちや母親らとのふれあいの機会を増やし、地域全体での子育て支援に取り組むことが大切です。

また、本計画の推進には、ボランティア活動をはじめとした住民活力が大きく期待されることから、住民参画の気運を高めて行くことが望まれます。

(4) 教育機関の役割

18歳までの子どもが一貫した魅力的な学びが体験できるよう、積極的に地域社会とつながり地域の良さを生かした教育活動を展開していく必要があります。また、学校だけでなく地域・家庭と一緒に、町全体で町の子どもたちを育てていく環境づくりを推進していきます。

(5) 企業の役割

企業においては、子育て支援制度の定着を促進します。また同時に、職員一人一人が子育て支援の重要性を理解し、子育て中の父母が気兼ねなく制度を利用できるような職場環境づくりを進める必要があります。

2 教育・保育の提供にあたって

(1) 教育・保育の一体的な提供と質的向上の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟に子どもを受け入れることのできる施設です。

本町では、平成31年4月に公立の幼稚園、保育所を統合し、公立の認定こども園「広野こども園」を新設しました。

今後も、保育所・幼稚園の垣根を越えた一体的な保育・教育が実施されるよう、教育・保育の一層の質の向上を図るため、職員（保育教諭）の研修等を行います。

さらに、子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携や認定こども園と小学校等の連携に努めます。

(2) 教育・保育、子ども・子育て支援事業の提供に係る基本的考え方

教育・保育施設等を利用するこどもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども・子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させることが必要です。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、すべての子ども・子育て家庭に対し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(3) 産後の休暇及び育児休業後の保育などの利用支援

保護者が認定こども園などへの入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることがないよう、産前・産後休業や育児休業の満了時に希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、こども家庭課窓口や認定こども園などを通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実、当事者に対する相談支援に努めます。

休業明けの保護者の認定こども園などの速やかな利用につなげるため、柔軟な受入れの促進や優先度の引上げなど支援の充実を検討していきます。

(4) 外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設などにおいて、海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、外国につながる幼児が円滑に教育・保育などを利用できるよう、保護者及び教育・保育施設などに対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて県との連携を図ります。県との連携においては、県に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には県に協力を要請し、適切な対応を行います。

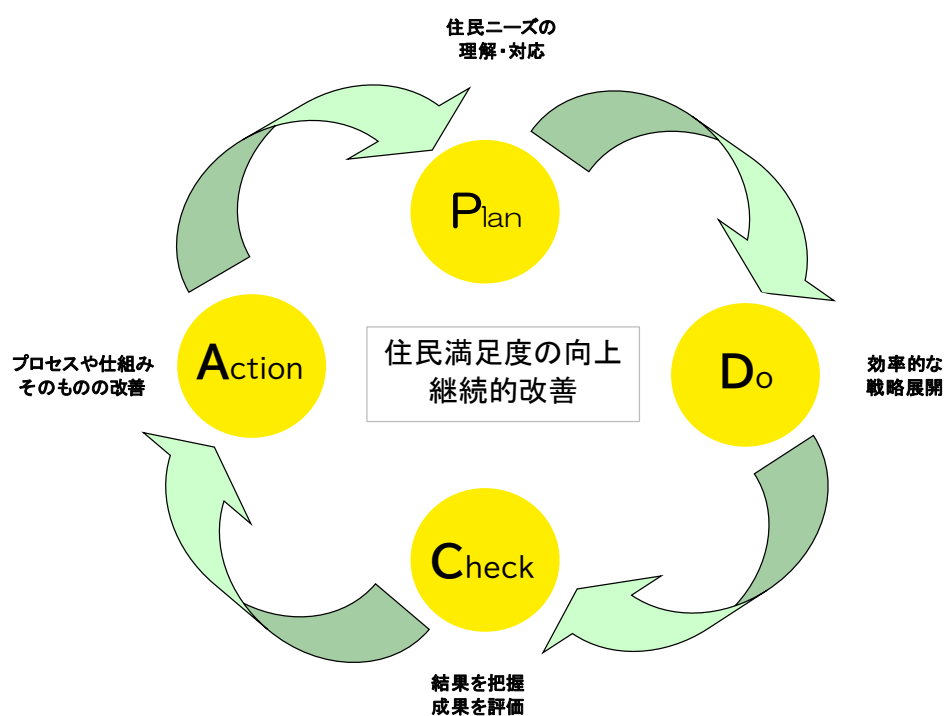
3 計画の進行管理

(1) 計画の点検・評価と見直し

この計画を実効性のあるものとするため、「広野町子ども・子育て支援会議」で進捗状況の確認と評価を行います。

計画の推進にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要になりますので、検証した結果に基づき必要に応じて改善するとともに、見直しを行います。

また、計画は、「計画（Plan）⇒実施（Do）⇒検証評価（Check）⇒改善（Action）」のPDCAサイクルを継続的に実施していくことで、目標の達成を目指します。



資料編

資料編

1 広野町子ども・子育て支援会議設置要綱

平成 26 年 4 月 1 日 要綱第 36 号

改正

平成 29 年 3 月 10 日 要綱第 5 号

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的、効率的な運用を実施するに当たり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、広野町子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 広野町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 次世代育成支援行動計画等に基づく取組状況及び評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

2 委員の定数は 11 名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことがない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども家庭課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年3月 10 日要綱第5号)

この要綱は、平成 29 年4月1日から施行する。

2 広野町子ども・子育て支援会議委員名簿

No.	氏 名	区 分	備考
1	根本 修行	学識経験者(ひろの未来館長)	会長
2	中島 徹	保護者(小学校 PTA 会長)	
3	金子 一隆	保護者(小学校 PTA 副会長)	
4	都築 ほのか	保護者(児童館保護者会長)	
5	古谷 好子	保護者(児童館保護者会副会長)	
6	坂本 安里紗	保護者(こども園 PTA 会長)	
7	猪狩 愛子	保護者(こども園 PTA 副会長)	副会長
8	穴戸 由香	事業従事者(こども園長)	
9	山田 野里枝	事業従事者(児童館長)	
10	加賀 博行	広野町教育委員会教育次長兼 学校教育課長学校教育課長	
11	坂本 淳	広野町こども家庭課長	

第3期広野町子ども・子育て支援事業計画

発 行 広 野 町 令和7年3月
編 集 広野町 こども家庭課
〒979-0402
福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35
T E L 0240-27-2115

